

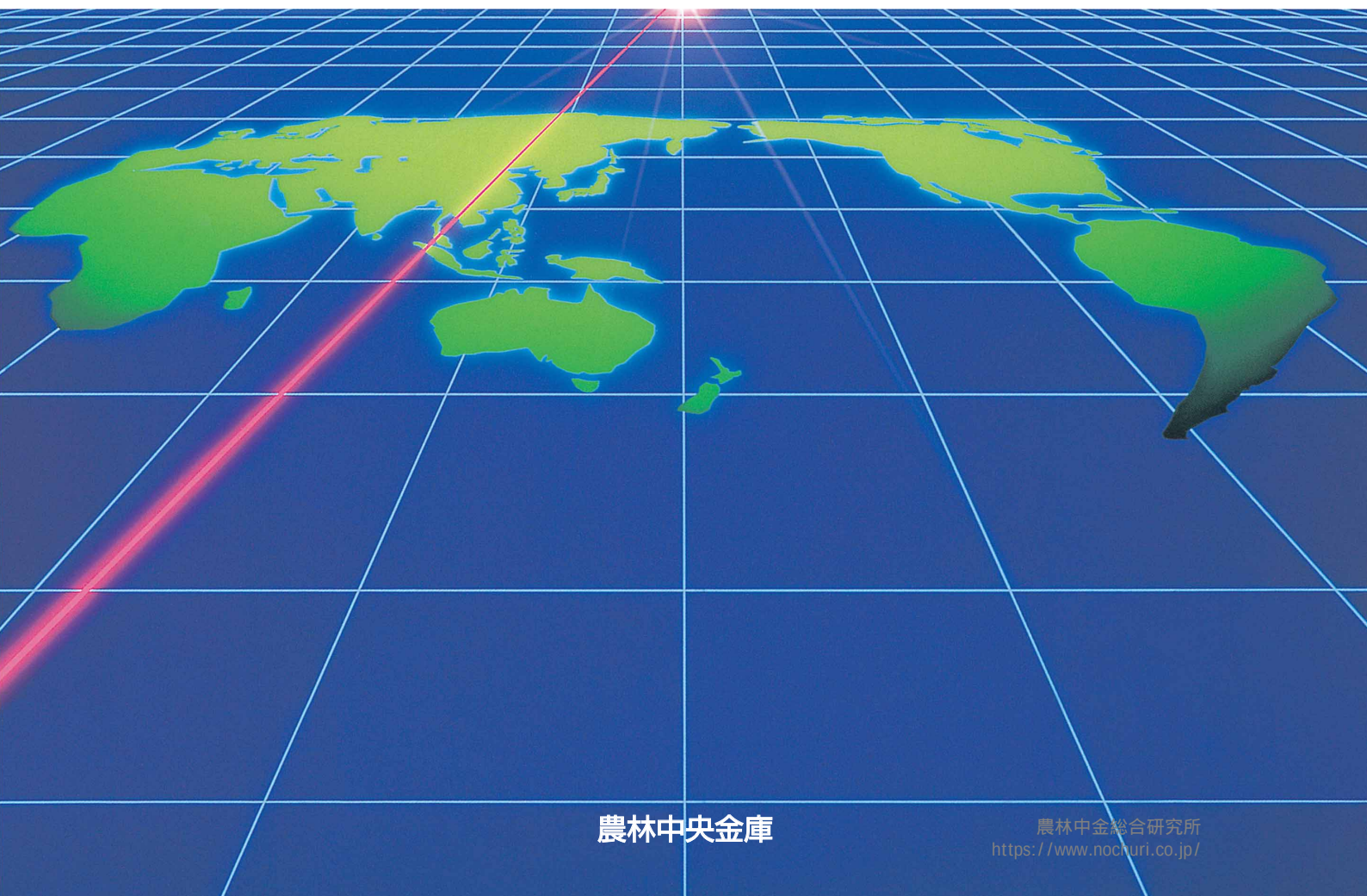
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021 *1* JANUARY

2021年経済・金融と日本農業の展望

- 2021年の国内経済金融の展望
- 個人リテール金融市場の注目点
- 構造再編が進む日本農業と2020年の食料・農業・農村基本計画



コロナ禍と世界・日本の新しい潮流

新型コロナウイルスとの戦いに明け暮れた2020年が終わり、新しく2021年が始まった。

コロナ禍は経済社会に甚大な影響を及ぼし人々の暮らしに様々な制約と辛苦を与えているが、世界そして日本の趨勢を動かす契機にもなった。

その一つは環境重視の潮流である。昨年11月3日に行われた米国大統領選挙では、歴史的な大激戦の末にコロナ対策の失敗を批判されたトランプ大統領が敗北した。トランプ政権は環境対策よりも自国の石油・石炭産業の保護を優先してパリ協定を離脱したが、バイデン次期大統領は就任初日にパリ協定に復帰すると宣言しており、先進国の足並みが揃うことにより世界的に環境重視の流れが強まることが予想される。

先行する欧州は、「グリーンリカバリー」をコロナ禍からの復興方針として打ち出し、クリーンエネルギー技術への投資や運輸・物流の脱炭素化の加速など気候変動対策を主軸とした経済復興プランの議論を進めている。中国も再生可能エネルギーへの投資や電気自動車の開発・普及を加速させており、2021年に始まる新しい世界のキーワードが「環境重視」なканずく「脱炭素社会」になることは間違いない。

日本も大きく変わろうとしている。昨年の臨時国会で菅首相は「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」と所信表明し、環境分野の技術革新等に投資する企業への支援策として2兆円の基金創設など官民を挙げた取り組みの具体化を進めている。今後、経済社会のあらゆる分野で脱炭素化の取り組みが強く求められるのは必至であり、農林水産業においても、温室効果ガスの排出量削減や吸収量増大に向けた一層の努力が必要になると考えられる。

もう一つの新しい潮流は、人口動態の変化である。日本は長年にわたり人口の東京一極集中が続いていたが、昨年7月から東京の人口は転出超過基調に転じた。リモートワークの普及により都心を離れるビジネスマンが増えたのが主因と考えられているが、これを一過性の現象とみるべきではない。昨年閣議決定された新「食料・農業・農村基本計画」では、コロナ禍の前から都市に住む若者を中心に農村への関心を高め新たな生活を求めて農村に移住来訪する「田園回帰」の動きがみられると指摘されていた。コロナ禍を契機として、これがより確かなものになり始めている可能性が高い。

政府はこの動きを促進するスタンスで、都会の企業に勤める者が地方に住んでオンラインによる在宅勤務のみならず農林水産業等に副業として従事するなど多様な働き方を可能とするルール整備を進める方針である。新「食料・農業・農村基本計画」には、この動きに対応して農村振興を図るため農村地域で雇用機会の確保や人々の暮らしを支える条件整備を進めていくことが明記され、併せて農協を「農村地域の産業や生活のインフラを支える役割を果たす」存在と位置付けて期待が示された。

環境重視と地域再生に向かう新しい時代の潮流のなかで、これまで日本の自然環境を大切にしながら農林水産業の生産現場と農山漁村のコミュニティを守ってきた農協・漁協・森林組合のさらなる役割発揮への期待は大きい。SDGs（持続可能な開発目標）と重なる協同組合理念の価値が再評価される「協同組合の新しい時代」が始まろうとしている。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

2021年経済・金融と日本農業の展望

今月の窓

コロナ禍と世界・日本の新しい潮流

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

ウィズコロナ時代を探る日本経済

2021年の国内経済金融の展望

南 武志 — 2

家計部門へのコロナ禍の影響を中心に

個人リテール金融市場の注目点

重頭ユカリ — 16

構造再編が進む日本農業と

2020年の食料・農業・農村基本計画

植田展大 — 31

談話室

コロナの先に何を見るか？

(株) 農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一 — 14

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

2021年の国内経済金融の展望

——ウィズコロナ時代を探る日本経済——

主席研究員 南 武志

〔要 旨〕

パンデミック化した新型コロナウイルス感染症によって、2020年前半の世界経済は過去例をみないほどの大打撃を受けたが、感染が一旦収束に向かった年半ば以降は経済活動が再開され、持ち直しの動きがみられた。しかし、冬季を迎えて感染が再び広がり、経済再開の動きを一時中断する国も散見されるなど、持ち直しの動きはとても順調とはいえず、コロナ前の経済水準には程遠い状況である。一部の業種では雇用人員や資本設備の過剰感が強まっており、リストラに向けた動きも散見される。

21年には、対コロナ・ワクチンの接種が本格化し、経済復興の動きが強まる可能性がある。国内でも7～9月に開催予定の東京五輪・パラリンピックの経済効果、さらにはアフターコロナを見据えたデジタル化・脱炭素化社会の実現に向けた経済政策への期待も強い。もちろん、先行きの不透明性・不確実性は高い状況ながら、21年度は3年ぶりのプラス成長と予想される。

こうしたなか、手厚い企業金融支援策を講じてきた日本銀行は、引き続き、失業・企業倒産の大量発生を未然に防ぐ政策が求められているが、企業金融面のリスクが流動性から健全性に移っていくことも想定され、信用秩序維持といった面も必要になる可能性がある。

目 次

はじめに

——準備不足だったパンデミックへの備え——

1 世界経済の動向

- (1) 大収縮後にリバウンドした世界経済
- (2) 先行き、不透明性・不確実性ともに高い

2 内外の金融財政政策

- (1) 迅速かつ大規模な財政出動
- (2) 再び異例の政策対応となった金融政策

3 国内経済の現状と展望

- (1) 国内での新型コロナウイルス感染状況

- (2) 5月に底入れした国内景気

- (3) 2021年度も景気持ち直しは継続

- (4) マイルドながらも物価下落が継続

- (5) 日本銀行は粘り強く現行スタンスを続ける構え

- (6) 引き続き、長期金利は低位安定的に推移

おわりに

——スガノミクスで期待される脱炭素化社会の実現——

はじめに ——準備不足だったパンデミックへの 備え——

2019年末にかけて中国・武漢市では原因不明の肺炎が流行していたが、それは20年に入ると世界中に拡散されていった。世界保健機関（WHO）は加盟国に警戒を呼び掛けたが、感染拡大は瞬く間に広がった。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）と命名された疾患の感染状況は、3月にはパンデミック（世界的流行）に相当するとの認識が示された。当初、中国が実施した隔離政策を非難してきた欧米各国でさえも都市封鎖や国境閉鎖など人の移動を厳しく規制する措置を余儀なくされた結果、経済活動は大幅に落ち込んだ。国内でも4月には緊急事態宣言が発令され、不要不急の活動に対して自粛が要請されるなど、異様な状況が生み出された。これまで世界で6,750万人超が感染し、そのうち154万人が亡くなった。地域別にみると、最も被害が深刻なのは中南米・カリブ海諸国（46万人が死亡）で、次いで欧州（45万人が死亡）、北米（29万人が死亡）、アジア（20万人が死亡）と続く（いずれも20年12月9日時点）。

世界経済に大打撃を与えた08～09年の世界金融危機は「ブラック・スワン（黒い白鳥）」と称されることがあるが、今回のコロナ禍は「グレー・リノ（灰色のサイ）」であったとの見方がある。米マイクロソフト社の創業者ビル・ゲイツ氏は、15年のTEDカ

ンファレンスでのプレゼンテーションにおいて、もし1千万人以上の人々が次の数十年で亡くなるような災害があるとすれば、戦争というよりはむしろ感染性の高いウイルスが原因の可能性が大いにあり、高度にグローバル化が進んだ現代世界でパンデミックが発生する可能性について警告していた。しかし、そのリスクを侮っていたほか、準備も明らかに不十分だった、と反省せざるを得ない。

さて、人類は狩猟採集社会から農耕・牧畜社会に移行すると同時に、感染症との「付き合い」が始まったとされる。21世紀も、重症急性呼吸器症候群（SARS、02～03年）、新型インフルエンザ（09～10年）、中東呼吸器症候群（MERS、12年～）、エボラ出血熱（14年～）など様々な感染症に苦しめられてきた。また、20世紀にはインフルエンザ（スペイン風邪、アジア風邪、香港風邪）、AIDS（後天性免疫不全症候群）などがパンデミック化し、多くの死者を出している。

一方、人類は幾度となく遭遇したパンデミックによって、社会経済システムが変革を迫られる経験をしてきた。14世紀の欧州でのペスト（黒死病）大流行は、農奴を解放し、中世を終焉^{しゅうえん}させた。その後、国民国家が台頭し始める。16世紀に「コロンブス交換」によって新大陸（南北米）に持ち込まれた麻疹、天然痘、結核などは先住民に甚大な被害を与え、アステカ帝国やインカ帝国を滅亡させた。19世紀に世界各地で猛威を振るったコレラは、スラム化していた欧州都市の上下水道整備など衛生環境の改善を

もたらした。そして、第一次世界大戦の最中に大流行したスペイン風邪は、新興国アメリカを国際政治経済の中心に押し上げたが、パリ講和会議にも影響を与えたことでナチス・ドイツの台頭にもつながったとされている（小田中（2020）、山本（2020）など）。

今回の新型コロナはまだ終息がみえないが、いわゆる「3密」回避のために、ソーシャル・ディスタンス確保やテレワーク・リモートワークの推進などが求められている。最近は良好な治験結果を示す対コロナ・ワクチンに関する報道が人々に安心感を与えつつある。ワクチン接種によって仮に感染しても重篤化するリスクは大幅に軽減するとされるが、通常のワクチン開発よりも異常に短期間で実用化されるだけに、副反応など安全性への疑念が残るほか、実際に感染を収束させる効果があるのかはまだ不透明だ。一般にコロナウイルスは幾度か変異した後に弱毒化し、ただの風邪をひかせるようなウイルスになるとの楽観的な見通しもあるが、そうならなかった場合、人類はこの厄介な新型コロナウイルスと共存しなくてはならない。今回のパンデミックにより、既にグレート・リセットが起きつつあるとみる向きも少なくないが、果たしてコロナ終息後の社会経済システムはどうなっているだろうか。

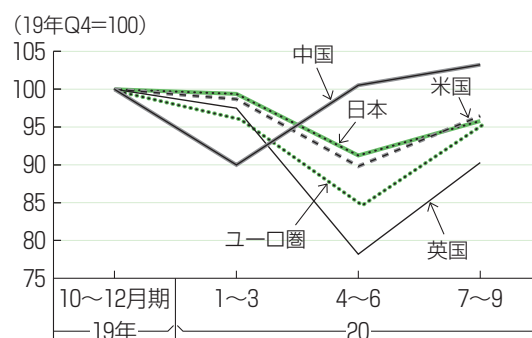
1 世界経済の動向

(1) 大収縮後にリバウンドした世界経済

新型コロナは、まずは発生源である中国の経済を急激に悪化させ、時間差を伴って世界経済全体にそれが波及していった（第1図）。20年1～3月期の中国GDPは前期比△10.0%と急ブレーキがかかり、前年比も△6.8%と四半期データの公表が始まった92年以降で初のマイナスとなった。しかし、3月までに感染が収束に向かったことで経済活動が再稼働され、4～6月期は前期比11.7%とコロナ前のGDP水準を回復（前年比も3.2%とプラスに復帰）、7～9月期も同2.7%（前年比は4.9%）と、比較的順調に景気が持ち直しつつある。

一方、それに比べて、欧米主要国での新型コロナの感染拡大が3月以降に本格化し、一旦収束に向かい、経済活動が再開されたのは5月前後だったこともあり、GDPなど経済指標の動きは1四半期ほど遅れて動いた。米国経済は1～3月期に前期比△1.3%、

第1図 主要国・地域の実質GDPの推移



資料 各国統計より作成

4～6月期に同△9.0%と2四半期連続のマイナス成長となり、7～9月期に同7.4%とプラスに転じた。ユーロ圏も1～3月期は同△3.7%、4～6月期は同△11.8%と2四半期連続のマイナス、7～9月期に同12.7%のプラス成長に転じた。米国、ユーロ圏ともにコロナ前のGDP水準を4%前後下回っており、リバウンドの鈍さは否めない。

(2) 先行き、不透明性・不確実性ともに高い

一般的にウイルス感染症は気温・湿度が低下し、人間の免疫力も低下する冬季に流行しやすいとされている。人口の多い北半球が冬季に差し掛かるとともに、欧米各国では新型コロナウイルスの新規感染者数が急増したため、各国政府は再び外出制限などの厳しい移動制限措置をとっている。上述のとおり、7～9月期には主要国・地域はプラス成長に戻ったものの、10～12月期には失速し、二番底を付けるリスクが意識されている。

10月に発表された国際通貨基金（IMF）の世界経済見通しによれば、20年の世界全体の成長率は△4.4%と、過去最大のマイナスを予想している。ただし、4～6月期の落ち込みが事前の想定ほど悪くなかったこと、かつ7月以降の持ち直し（特に米国・中国）も想定を上回るペースだったことから、6月時点の見通しからは+0.8ポイントと、久しぶりの上方修正となった。とはいえ、深刻な景気悪化に見舞われていることは確かであり、先行きの回復の道のりにも困難が

待ち受けている。

なお、1月20日に新政権が発足する米国を含め、主要国は引き続き、感染抑制と経済復興とをバランスさせながらの政策運営に注力することとなるが、対コロナ・ワクチンの接種が普及し始める21年半ばになれば、世界経済の回復傾向が強まっていくとの期待もある。21年の世界経済は5.2%成長とプラスに戻るとの見通しであるが、6月時点から△0.2ポイントの下方修正となるなど、先行きの不透明性・不確実性とも高い状況であることに変わりはない。コロナ前の経済活動水準に戻るのも容易ではなさそうだ。

2 内外の金融財政政策

(1) 迅速かつ大規模な財政出動

コロナ禍に対して、主要各国の政府は、感染抑制・防止策を講じるとともに、それが引き起こす経済的損失を補てんするための大規模な対策（失業保険、現金給付を含む所得補償政策や債務保証など）をとったほか、感染が一旦収束に向かった際の需要喚起策も準備した。これまでのところ、米国は約3.3兆ドル（約355兆円）、ドイツは約1.3兆ユーロ（約155兆円）、英国は約5,695億ポンド（約80兆円）、フランスは約5,900億ユーロ（約72兆円）と、かつてない規模の対策を取りまとめた。IMFでは世界全体の経済対策規模は約12兆ドル（約1,300兆円、世界GDP比8.5%）に上るとしている。

また、日本でもコロナ禍への対応として、

政府はこれまで、19年度補正予算（総額3.2兆円）、20年度第1次補正予算（総額25.7兆円）、同第2次補正予算（総額31.9兆円）を編成してきた。この結果、20年度の第2次補正後の一般会計予算規模は160.3兆円（当初予算規模は102.7兆円）まで膨張した。

ただし、感染防止と経済活性化を両立させることは困難であり、まずは①感染拡大防止策と医療提供体制の整備および治療薬・ワクチンの開発、②雇用の維持と事業の継続や困窮する事業者・世帯に対する給付金、などを柱とした対策に注力することとなり、コロナが終息した後にV字回復を支援するための施策を講じる方針だった。しかし、7月22日、当時感染再拡大（いわゆる感染「第2波」）がみられていた「東京発着」分を除外する形でGo Toトラベル・キャンペーンが開始された（10月1日には「東京発着」分も解禁）。その後も、10月1日には「Go To Eat」、同19日に「Go To商店街」キャンペーンが順次導入され、コロナ禍で打撃を受けた観光業、飲食サービス業などの下支えに一定程度貢献したとみられるが、11月以降の感染「第3波」により、医療ひっ迫が警戒されるなか、同キャンペーンを継続すべきか一旦停止すべきかをめぐる議論が浮上している。

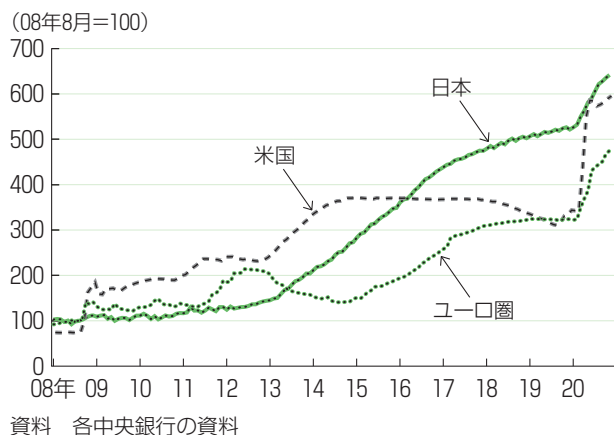
さらに、12月8日には、菅内閣としては第1弾となる追加経済対策として、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」が取りまとめられた。内容としては、①新型コロナウイルス感染症の拡大防止策（事業規模6.0兆円程度）、②ポストコ

ロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現（同51.7兆円程度）、③防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保（同5.9兆円程度）、④予備費の確保（20、21年度それぞれ5兆円）、といったもので、総枠は73.6兆円（うち財政支出は40.0兆円）と、足元のGDPギャップ（30兆円超）を意識させるような大規模なものとなった。20年度第3次補正予算案、21年度当初予算案には合わせて30.6兆円程度計上する予定であり、21年1月中旬に召集される通常国会に提出し、速やかな成立を図り、「15か月予算」として間断ない対応をしていく方針である。

（2）再び異例の政策対応となった金融政策

主要国の中央銀行は08～09年の世界金融危機への対応で、大量の資産買入れやゼロ金利・マイナス金利政策といった異次元の金融政策を余儀なくされたが、それを乗り切った後、徐々に正常化に向けた動きに転換、もしくはそれを模索してきた。しかし、コロナ前から世界経済・貿易が減速し、物価が低調に推移してきたことから、主要中央銀行は金融正常化をやめ、緩和政策に舵を切っていた。そうしたなか、コロナ禍によって未曾有の景気悪化に見舞われたことで、国債、社債、CP等の積極的な買入れなど主要中央銀行は再び異例の対応に迫られ、バランスシートを急速に拡大させたほか、ゼロ金利政策を復活させるなどの動きがみられた（第2図）。なお、米連邦準備制度（Fed）、イングランド銀行（BOE）では

第2図 日米欧中央銀行のバランスシート規模



中小企業に対する資金繰り支援にまで踏み込んでいる。

さらに、20年3月にかけて、世界的な株価暴落や長期金利の不規則変動がみられたため、日銀、Fed、欧州中央銀行、BOE、カナダ銀行、スイス銀行の6中央銀行によるドル資金供給（ドルオペ）が実施され、市場安定化に資する役割を果たした。

改めて日銀の政策運営をみると、基本的な枠組みは2%の「物価安定の目標」と「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」であるが、コロナ禍への対応として①総枠140兆円の「特別プログラム」の導入（最大120兆円規模になりうる「新型コロナウイルス感染症対応金融支援特別オペレーション」の導入と上限20兆円まで拡充したCP・社債等の買入れ）、②国債買入れやドル資金供給オペなどによる円貨および外貨の上限を設けない潤沢な供給、③ETF、J-REITについても、当面、それぞれ年間約12兆円、同約1,800億円に相当する残高増加ペースを上限に、積極的な買入れを行う方針を示すなど、強力な金融緩和を講じてきた。

3 国内経済の現状と展望

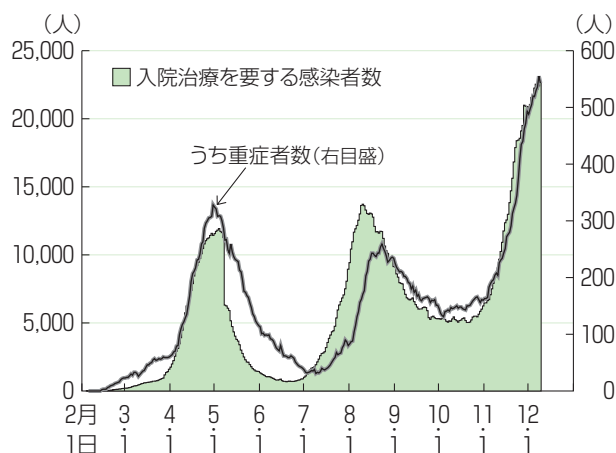
(1) 国内での新型コロナ感染状況

1月16日に日本国内で最初のPCR検査陽性者が確認されて以降、日本ではこれまで3度の感染拡大期がみられる。3月以降、陽性者が増加傾向をたどるなか、外出自粛や小・中学校・高校の休校・休業の要請などが出されたが、政府は4月7日に7都府県を対象に緊急事態宣言を発令（16日夜には全国に範囲拡大〔5月6日まで〕）、安倍首相（当時）は人と人との接触を極力8割抑制するよう求めた。

その後、緊急事態宣言は5月末まで期間延長されたが、感染拡大リスクが低下した39県の解除（同14日）を皮切りに段階的に解除されていき、同25日には残る5都道県も解除された。政府は「基本的対処方針」に基づき、外出の自粛や店舗の休業などの要請を段階的に緩和していき、6月19日には県境をまたぐ移動が解禁されたほか、ライブハウス、ナイトクラブへの営業自粛も解除、プロスポーツ（無観客）も興行が可能となった。

しかし、その後も7～8月にかけて東京などを中心に第2波が襲来し、Go Toトラベル・キャンペーンの運用も一部修正を余儀なくされた。さらに、11月入り後にも陽性者数が増加傾向を強め、重症者数も543人（12月9日時点）と、第1波ピークの328人を大幅に上回った状態となっているが、それとともに医療供給体制がひっ迫し、自衛隊

第3図 国内の新型コロナウイルス感染症の入院治療を要する感染者数



資料 厚生労働省

への出動要請などに追い込まれる地域も出始めている（第3図）。

（2） 5月に底入れした国内景気

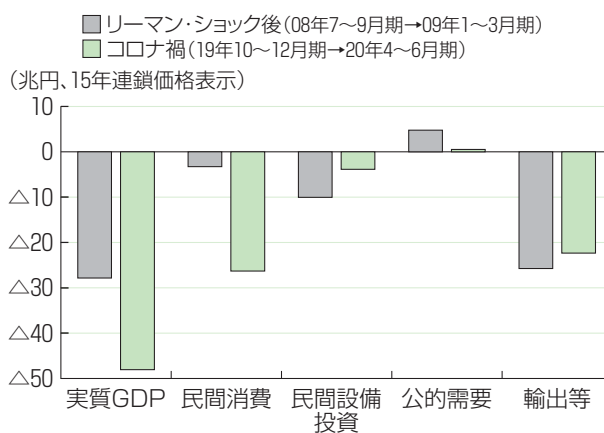
20年春に全国規模で緊急事態宣言が発令されたことで経済活動は半ば人為的に止められ、GDPは大幅に減少、既に消費税率引上げの影響から19年10～12月期（前期比年率 $\Delta 7.2\%$ ）にはマイナス成長となっていたが、続く1～3月期（同 $\Delta 2.1\%$ ）、4～6月期（同 $\Delta 29.2\%$ ）と収縮が続いた。今回コロナ禍によるGDPへの影響としては、外出制限および自粛要請に伴う内外での経済活動の停止の影響によって民間消費と輸出が大きく減少したことが特徴である。リーマン・ショック直後の2四半期との比較では、輸出等の落ち込みはほぼ同程度だったが、民間消費の落ち込みは8倍となっている（いずれも2四半期分）。一方、民間設備投資の落ち込みは比較的軽微（リーマン・ショックの4割弱）だったが、後述のとおり、先行き

時間差を伴って影響が及ぶ可能性が指摘される（第4図）。

一方、緊急事態宣言の解除後は持ち直しに転じている。7～9月期のGDPは前期比年率22.9%と4四半期ぶりのプラスに転じた。民間消費、輸出等にリバウンドがみられたことが主因であるが、民間設備投資は減少が継続するなど、この数年のけん引役だったサービス業などの投資意欲が大幅に後退している可能性がある。実際、ビジネスサーベイでの20年度設備投資計画調査では下方修正の動きが止まらない。

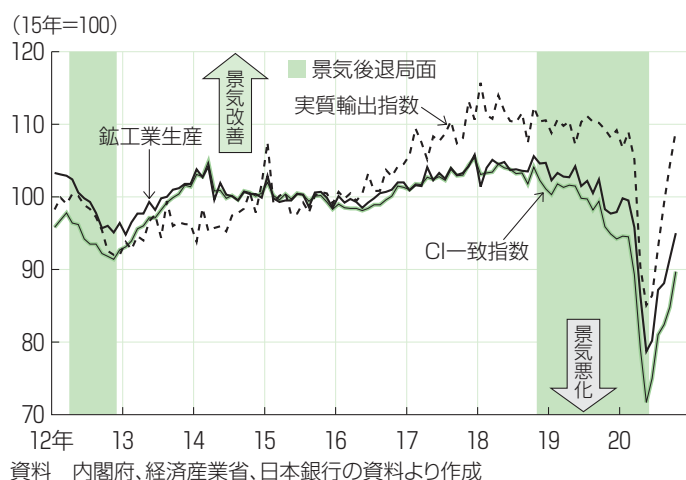
個別の経済指標をみると、米中通商摩擦などの影響もあり、日本の輸出も18年以降、減少傾向が続いていたが、主要国の経済活動の再開を受けて、20年6月以降は増加に転じている。特に、コロナ禍から順調に回復した中国向けは堅調であり、数量ベースではコロナ前の水準を既に1割ほど上回って推移している。また、米国向け輸出も主力の自動車関連を中心に急回復をみせている。こうした海外需要にけん引される形で

第4図 リーマン・ショックとコロナ禍との比較



資料 内閣府経済社会総合研究所
(注) ショック発生前からの変化幅。

第5図 生産・輸出の動向



鉱工業生産も20年5月には底入れしている(第5図)。景気動向指数のCI一致指数による景気の基調判断も19年8月以降は「悪化」が続いたが、20年8月には「下げ止まり」となっている。

消費もまた、緊急事態宣言の下で大幅に減少したが、解除後は持ち直しがみられる。しかし、財・サービスごとにみると、それらの動きは明確に異なる。耐久財は、解除後のペントアップ需要や特別定額給付金の配布効果もあり、夏場にかけて大きく増加した。一方、サービスは「3密」回避の協力要請や感染再拡大など、コロナ禍の悪影響が長引いている。

一方、雇用情勢はまだ悪化傾向が続いている。18年11月以降は景気後退局面に入っていたが、人口の少子高齢化に伴う労働供給の先細り感や「働き方改革」に伴う労働時間短縮の動きも手伝って、非製造業では人手不足感が根強かったため、コロナ前まで失業率は2%台前半、有効求人倍率も1.5倍台と、雇用関連指標は良好さを維持して

いた。しかし、コロナ禍の影響で、大量の休業者が発生したほか、求人数も急減した。労働投入量(雇用者数と総労働時間の積)はたった4か月で12%もの減少を記録した(リーマン・ショック時の2倍)。直近は、失業率は3%台、有効求人倍率も1.0倍台へ悪化している。「3密」回避を求められる業種では、大幅な需要不足に直面しており、雇用人員、資本設備の過剰感が強く、リストラに向けた

動きも散見される。

また、「経済の体温」ともいえる物価(全国消費者物価〔除く生鮮食品〕)の動きをみると、20年1月には前年比0.8%だったものの、その後は鈍化傾向をたどり、4月以降は下落基調となっている。19年度下期から20年度上期にかけての消費税要因と幼児教育無償化の影響により物価上昇率が0.3ポイントほどかさ上げされたこと、その一方で原油価格の低迷によってエネルギーが継続的に物価押下げに寄与していたことなどを考慮する必要があるが、基本的には消費税率引上げとコロナ禍によって消費を取り巻く需給バランスが崩れた状態が続いていたことが主因といえる。

(3) 2021年度も景気持ち直しは継続

コロナ克服のため、世界各国ではワクチンや治療薬の開発が急ピッチで進められてきたが、最近になって複数のワクチンで良好な治験結果が得られたとの報道も出てきた。こうしたワクチンが実用段階に入り、

実際に有効であることが確認できれば、内外経済の復興への動きが着実に進むと期待される。しかし、国内での接種は21年半ば以降になるとみられている。現在の感染「第3波」が落ち着いても、しばらくはくすぶり続ける可能性もあり、経済活動が本格的に回復することは厳しいだろう。

足元の10～12月期は、新型コロナウイルスの感染拡大が再び広がっているが、政府はあくまでGo Toキャンペーンなど需要喚起策を継続しており、年率3.1%と急減速するものの、2四半期連続のプラス成長は確保できるだろう。しかし、医療ひっ迫への警戒が高まるなか、Go Toトラベル・キャンペーンの一時停止も検討されるなど、景気下支え効果が失われる可能性がある21年1～3月期については、消費者の自粛ムードが強まる可能性が高く、マイナス成長に転じる可能性があるだろう。その結果、20年度は△5.5%成長と2年連続、かつ戦後最大のマイナスが見込まれる(第1表)。

21年度はワクチン接種が徐々に広がり、世界全体で持ち直しに向けた動きが強まるほか、7～9月にかけて開催される東京五輪パラの経済効果などにより、年度半ばにかけて成長率がやや高まっていく可能性がある。消費、輸出等に対して出遅れていた設備投資も下げ止まり、菅政権が推進する

第1表 日本経済見通し

	単位	19年度 (実績)	20 (実績見込)	21 (予測)
名目GDP	%	0.5	△4.7	3.4
実質GDP	%	△0.3	△5.5	3.0
民間需要	%	△0.7	△6.8	2.6
民間最終消費支出	%	△0.9	△6.1	3.9
民間住宅	%	2.5	△7.7	△1.0
民間企業設備	%	△0.6	△8.8	△0.5
民間在庫変動(寄与度)	ポイント	△0.1	△0.1	△0.1
公的需要	%	1.9	2.8	1.6
政府最終消費支出	%	2.0	2.5	1.7
公的固定資本形成	%	1.5	3.6	0.9
輸出	%	△2.6	△14.1	8.6
輸入	%	△1.2	△7.6	3.9
国内需要寄与度	ポイント	△0.1	△4.3	2.4
民間需要寄与度	ポイント	△0.6	△5.0	2.0
公的需要寄与度	ポイント	0.5	0.7	0.4
海外需要寄与度	ポイント	△0.2	△1.2	0.7
GDPデフレーター(前年比)	%	0.9	0.8	0.3
国内企業物価(前年比)	%	0.1	△1.8	0.1
全国消費者物価(〃) (消費税要因を除く) (消費税要因・教育無償化政策 の影響を除く)	%	0.6 (0.2) (0.5)	△0.5 (△0.9) (△0.5)	△0.4
完全失業率	%	2.4	3.1	3.6
鉱工業生産(前年比)	%	△3.6	△10.2	7.5
経常収支	兆円	20.1	13.2	16.9
名目GDP比率	%	3.6	2.5	3.1
為替レート	円/ドル	108.7	105.9	105.0
無担保コールレート(O/N)	%	△0.03	△0.05	△0.05
新発10年物国債利回り	%	△0.10	0.02	0.05
通関輸入原油価格	ドル/バレル	67.9	40.4	47.5

資料 内閣府、経済産業省、総務省統計局、日本銀行の統計資料より作成
 (注) 1 全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
 2 無担保コールレートは年度末の水準。
 3 季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

デジタル化・脱炭素化社会の実現に呼応した動きが出てくる可能性もある。なお、年度を通じては3.0%成長と予想するが、先行き不透明感が高い状況に変わりはなく、直近ピークの19年7～9月期のGDP水準まで戻るのは22年以降になるだろう。

(4) マイルドながらも物価下落が継続

コロナ禍への対応として、主要国・地域の政策当局が大規模な対策に乗り出すなか、物価にどのような影響を与えるか、議論が盛り上がる場面もあった。現時点では、大幅な需要不足の発生によって物価下落圧力が強まっているが、大幅な財政赤字やそれをファイナンスするかのような過剰流動性の発生などを、潜在的なインフレ圧力とみなす向きもあった。

さて、代表的なインフレ指標である全国消費者物価指数のうち、「生鮮食品を除く総合」の20年10月分は前年比△0.7%と3か月連続での下落となり、下落幅も11年3月以来の大きさとなった。19年10月の消費税率引上げの導入から1年が経過し、その押し上げ効果がほぼはく落したが、それ以外にも当初除外された東京発着分がGo Toトラベル・キャンペーンに加わったことで宿泊料がさらに下落幅を拡大させたこと、エネルギーの下落が強まったことが物価下落を強めた要因として挙げられる。コロナ禍で大打撃を受けた観光業などでは、「3密」回避の要請もあり、値下げによる需要喚起策を独自に打てる状況ではなかったが、政策による支援によって、需要減による物価下落圧力が顕在化したと考えられる。

先行きについても、企業業績の悪化により、冬季賞与の減少が見込まれるなど、家計の所得環境は一層厳しさを増すほか、11月以降の感染「第3波」によって消費の回復が足踏みする可能性が高い。さらに、弱含みでの推移が続くエネルギーについても、

21年初にかけて物価押下げ効果が一段と強まる。21年4月には高等教育無償化の影響が一巡し、多少の物価押し上げ効果が発生するものの、コロナ前の消費水準への回復が見込めないことから、21年中はマイルドな物価下落状態が続くだろう。

(5) 日本銀行は粘り強く現行スタンスを続ける構え

21年にかけても消費者物価の下落が続くとみられるが、現時点の日銀にとって最優先課題は、企業倒産・失業の大量発生を防ぐべく、資金繰り対策など企業金融支援に注力することである。21年3月末を期限とする特別プログラムの延長を視野に入れつつ、2%の「物価安定の目標」と「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」といった基本的な枠組みを粘り強く継続するとみられる。ただし、時間経過とともに、企業金融の抱えるリスクは「流動性 (liquidity)」から「健全性・返済能力 (solvency)」へとシフトしていくとみられる。地域経済の疲弊、金融緩和政策の長期化などで、金融機関の体力が徐々に削がれていくなか、信用リスクが高まれば、金融システムの安定性にも影響を与えかねない。

こうしたなか、11月10日、日銀は「地域金融強化のための特別当座預金制度」の導入を発表、地域金融機関の経営基盤強化に向けた取組みを後押しするため、一定の経営効率化を達成した際に、当座預金残高(所要準備額を除く)に対して0.1%の特別付利を3年間(20~22年度)の時限措置として実

施することとした。この特別付利制度は、いわゆる金融政策としてではなく、信用秩序維持政策の一環との位置づけであるが、市場参加者からは将来的なマイナス金利政策の修正の布石といった見方も出ている。

(6) 引き続き、長期金利は低位安定的に推移

一方、長期金利は低位安定的な推移が見込まれる。日銀は20年4月の金融政策決定会合において、長期国債の買入れペースについての上限を撤廃し、「10年ゼロ%」の操作目標を達成するために必要なだけ買い入れることとしたこともあり、7月からコロナ対策に伴う国債増発（当初予算比で新規発行分・財投債の合計で約100兆円）が始まったにもかかわらず、新発10年物国債利回りは0%近傍での推移を続けてきた。12月の追加経済対策に関連して追加発行される国債の市場消化分については、前倒し発行分の調整で、さらなる増加は回避可能とされるが、21年度にかけても発行圧力が高い状態が続く。こうしたなか、超長期ゾーンは上昇圧力にさらされる場面もありうるだろうが、10年ゾーンの金利は引き続き0%前後での推移が続くだろう。

おわりに
——スガノミクスで期待される
脱炭素化社会の実現——

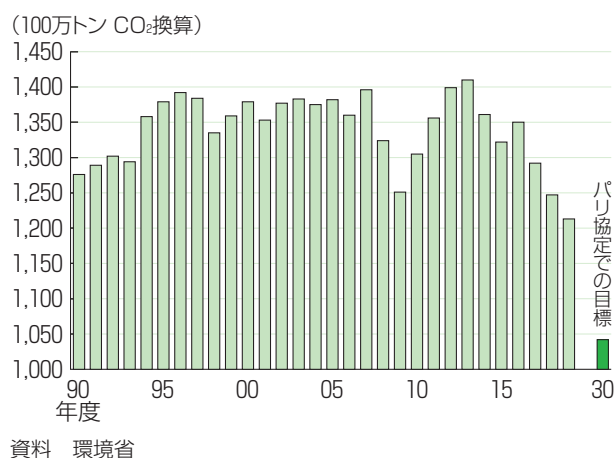
総理大臣の在任日数として歴代最長を更新していた安倍首相（当時）は持病療養の

ために急きょ、辞意を表明、その後実施された自由民主党総裁選を経て、菅義偉・内閣官房長官（当時）が後継首相に就任した。菅首相は、基本的な経済政策運営はアベノミクスを踏襲する方針を示してきたが、秋の臨時国会での所信表明演説、さらには20年12月に策定した追加経済政策などでは成長戦略について独自色を出しつつある。具体的には、デジタル化、脱炭素化などを通じて、中小企業を含めた日本企業全体の生産性や競争力の向上を目指すことである。

15年9月に開催された国連総会で「The 2030 Agenda for Sustainable Development（持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択されて以降、各国政府はSDGs（Sustainable Development Goals、持続可能な開発目標）への取組みを進めてきた。このSDGsの目標の一つには「気候変動に具体的な対策を」講じることが目指されているが、近年は温暖化などにより、生態系を含めて地球全体が多大な影響を受けつつある。15年12月に気候変動枠組条約締約国会議は20年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みである「パリ協定」を採択、日本は30年までに13年比で温室効果ガス排出量を26%削減することを目標として課せられた（第6図）。

コロナ禍で経済が大きく悪化するなか、経済の再起を図るうえで「コロナ前」に単純に戻るのではなく、これを機に脱炭素化かつ循環型の経済社会を構築するための環境投資を活用することで復興に役立てようという動きが出ている。これまで環境対策

第6図 温室効果ガス排出量の推移



はコストとして意識されることが多かったが、それを逆手に取って、新たな成長の起爆剤にしようというものだ。EUのグリーン・リカバリー政策、次期米大統領に就任するジョー・バイデン前副大統領のエネルギー・環境政策もそうした流れの一環であろう。そして、菅首相もまた、「50年までの温室効果ガス排出実質ゼロ」目標を掲げ、脱炭素化に向けた経済と環境の好循環を目指す方針を示している。税制からも誘因付けを行う方針である。

こうした動きのなかで注目されているのが自動車業界であろう。世界各国で掲げられている50年のカーボンニュートラル目標の下、将来的にガソリン車を販売禁止する目標を設定している。日本も、それに追随する格好で、ガソリン車の新車販売を30年代半ばに禁止する方向で最終調整に入っているが、東京都ではもう一步踏み込んだ「30

年までに脱ガソリン車」といった目標を打ち出した。これに対して自動車メーカーは現状の技術だけではかなり厳しいとの感想を漏らしている。しかし、「Necessity is the mother of invention」のようなこともありうるのではないか。21年から適用されるEUの燃費規制（CO₂排出量を95g/km以下とする）への対応に苦慮していた欧州の自動車メーカーは電気自動車へのシフトを急速に推し進めた結果、規制値達成の目途が付いたとされる。今後、水素エンジンの実用化なども含め、期待したい。

もちろん、自動車業界だけでなく、それ以外にも、一般住宅の断熱効果向上、カーボン・リサイクルといった二酸化炭素の資源・燃料化、地中・海底への貯留など、様々な対応をしていく必要がある。こうした脱炭素化の動きは、生活スタイルを大きく変えていくことになり、われわれもそれに順応していくことが本格的に求められている。これらも「グレート・リセット」の一つなのであろう。

<参考文献>

- ・小田中直樹（2020）『感染症はぼくらの社会をいかに変えてきたのか』日経BP
- ・山本太郎（2020）『疫病と人類』朝日新聞出版

（2020年12月11日脱稿）

（みなみ たけし）

コロナの先に何を見るか？

2020年という年は世界中の人にとって忘れることのできない年になった。当社は、コロナ禍が食品産業、農林水産業、系統組織などに与える影響について調査・発表^(注1)してきたが、並行して「(食品の)物流」「スマート農業」というテーマに関わる機会を多くいただいた。

一つ目の「食品の物流」については農林水産省を中心に一貫パレチゼーションをはじめとする施策について協議・推進^(注2)を行っているが、ここでは国土交通省が20年末に取りまとめ予定の「2020年代の総合物流施策大綱に関する検討会」^(注3)における物流全般に関する強い危機感・課題意識をご紹介します。まず労働力の不足、トラック積載効率の低下、近年のEC市場の成長、災害の激甚化・頻発化など、取り巻く環境の厳しさを確認したうえで、「新型コロナウイルス感染症の流行により、ヒトに比べてモノの動きは相対的に活発化し、(中略)労働力の不足に拍車がかかる」とコロナ禍の影響に言及し、「今なお物流の現場では、書面手続や対人・対面に拠るプロセスが多いが、デジタル化による作業プロセスの簡素化や汎用化は、(庫内作業用のロボットなどによる)非接触・非対面型物流の構築に必須」とし、「様々なデータを可視化し、関係主体が対人・対面によらずとも即時にそれを共有可能とすることは、作業プロセスの汎用化等を通じた多様な担い手の確保や、検品レスをはじめとしたプロセスの大幅な合理化を促すきっかけともなり得る。こうしたDX(デジタル化)の推進のためには、その前提として各種要素の標準化^(注4)が必要である」と主張する。さらに「SDGsやグリーン社会の実現を目指した取組など、経済や地球環境の持続可能性を高めるための取組も積極的に推進すべき状況にある」と社会的課題も強調している。なお、食品の物流で大きな役割を担っている市場、例えば東京都中央卸売市場においても「市場の活性化を考える会」^(注5)で同様の危機感・課題意識をもって協議されている。

次に「スマート農業」について。11月に澁澤栄東京農工大特任教授の「コミュニティベース精密農業の系譜と展望」という講演会を開催した際に多くのことを教えていただいた^(注6)。

精密農業(スマート農業)とは、複雑で多様なばらつきのある農場に対し、事実の記録に基づきそれぞれのばらつきに応じたきめ細かな管理をして、地力維持や収量と品質の向上そして環境負荷軽減などを総合的に達成しようという農場管理・戦略である。こうした管理で得たほ場状態と作業履歴についての克明な記録をもとに生産現場のトレーサビリティを実現し、「情報付きほ場」から生産される「情報付き農産物」を多様な消費者の情報と共有することや、小売店までの物流の最適なルートを選択などに活用するという将来につながるとしている。

これらの話はスマートやデジタルという言葉は使うものの、単に機械の導入を推しているのではなく、標準化などのプロセス構築、ひいては川上から川下までの事業の再構築と消費者に届くまでのプロセス全体による商品の差別化を主張している。サプライチェーン全体の課題でもあり各地域個別の課題でもある。

コロナの先に何を見るか、どういう事業を構築するかが問われている。コロナ禍を奇貨として、直売所や地域内流通への取組み^(注7)などによる足元の地域経済循環への目配せもしながら、各地域による差別化への挑戦が行われることを期待したい。

(注1) 当社ホームページ参照 <https://www.nochuri.co.jp/topics/covid19.html>

(注2) 農林水産省は「サステナブルな食品輸送の実現へ」というシンポジウムを北海道、福岡県で順次実施し食品物流合理化の必要性と対応について討議している。<https://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/COVID-19/policy/food-ryutsu.html>

(注3) 出典：国土交通省2020年代の総合物流施策大綱に関する検討会、提言とりまとめ(案) <https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/content/001376789.pdf>

(注4) 加工食品については20年3月に「加工食品分野における物流標準化に関する議論の整理」として、納品伝票の標準化、外装表示の標準化、パレット・外装サイズの標準化、コード体系・物流用語の標準化という物流標準化に関する具体的なアクションプランが取りまとめられている。

(注5) 東京都中央卸売市場ホームページ参照 <https://www.shijou.metro.tokyo.lg.jp/gyosei/kaigi/kangaerukai/>

(注6) ここで紹介する内容は、11月当社講演会(別途公開予定)のほか、19年3月東京農工大学における講演会資料 http://web.tuat.ac.jp/~sakaes/shibuken/files/FL_20190309.pdf、『精密農業』(朝倉書店、澁澤編著、2006年)を参考にした。

(注7) 国土交通省は例えばヤマト運輸が新潟で行った「青果物少量多品目輸送の効率化」の実証試験について報告している。<https://www.mlit.go.jp/common/001342365.pdf>

((株)農林中金総合研究所 代表取締役社長 齋藤真一・さいとう しんいち)

個人リテール金融市場の注目点

—家計部門へのコロナ禍の影響を中心に—

調査第一部長 重頭ユカリ

〔要 旨〕

家計部門の金融資産、借入へのコロナ禍の影響をみると、2020年6月末の金融資産は、特別定額給付金の支給や消費の停滞によって預金を中心に増加した。借入は全体としては伸び悩んでいるが、個人事業主や所得が減った世帯で緊急的な借入を行った様子もうかがわれる。一方で、若い世代も含め、在宅時間を生かして新たに投資商品の利用を始めた人も一部にはいたようであり、コロナ禍において、時間的経済的なゆとりのある人と、そうでない人との格差が一層進んだ可能性もある。

また、緊急事態宣言下の外出自粛によって、高齢層も含めて各種のサービスをインターネット経由で利用するなど、デジタル化に弾みがついた様子もうかがわれた。金融サービスのデジタル化にはセキュリティ問題への懸念が阻害要因となること、今後新設される地域金融機関のデジタルバンクと既存または新興サービスとの競合、デジタル化が金融排除につながらないような取組みの必要性を中長期的なポイントとして指摘した。

目 次

はじめに

1 コロナ禍が家計の金融動向に与えた影響

- (1) デジタル化に弾み
- (2) 家計の流動性預金は大幅増
- (3) 個人事業主や困窮世帯で借入増加か
- (4) 世帯間格差が進展した可能性

2 コロナ禍が金融機関に与える影響

- (1) 緊急事態宣言下での金融機関の動き
- (2) 金融機関の預貸金の動向
- (3) 地域金融機関再編のための環境整備
- (4) 地域金融機関の収支改善のための取組み

おわりに

はじめに

2020年1月30日に世界保健機関（WHO）が新型コロナウイルスに関して「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言した頃から、世界の様相は大きく変化した。

日本国内では、20年3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正案が成立し、それに基づき4月7日には東京など7都府県に対して、16日にはその他の道府県に対して緊急事態宣言が発出された。その後5月14日から宣言が段階的に解除され、5月25日によりやう全国的に解除となった。しかし、本稿を執筆している12月初めの時点では第三波といわれる感染拡大が進み、依然として収束がみえない状況である。

ここでは執筆時点で入手しうるデータをもとに、コロナ禍が家計を中心とするリテール金融市場にどのような影響を与えているか、そしてコロナ禍で弾みがついたデジタル化に関して今後どのような点が注目されるのかについてまとめてみたい。

1 コロナ禍が家計の金融動向に与えた影響

(1) デジタル化に弾み

まず、コロナ禍において個人がどのような行動をとったのかをみてみたい。

内閣府の調べでは、今回の感染症の影響下で経験した働き方として、34.6%の人が頻度の差はあれテレワークを経験したとみ

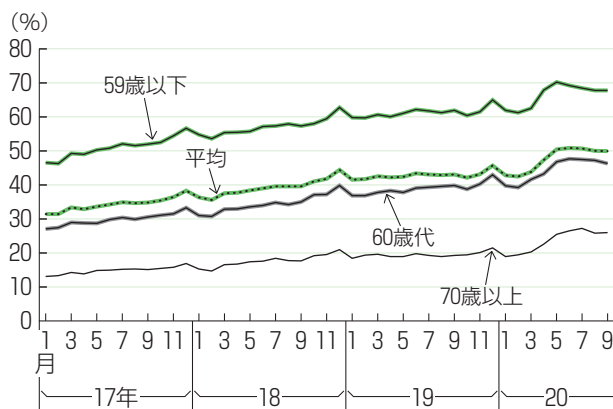
られている。^(注1)ただし、テレワークの実施状況は都市部ほど高く、また業種によっても大きな差がある。

緊急事態宣言中は外出を控える人が多かったため、在宅時間も増加した。国土交通省の調べによれば、自宅での活動時間は、新型コロナ流行前の17時間23分から宣言中は19時間47分に増加した。^(注2)特に、仕事・学業が1時間から2時間2分へ、余暇が4時間50分から5時間35分に増えた。宣言解除後の7月末には、自宅での活動時間は18時間ちょうどと緊急事態宣言中よりは減少したものの、コロナの流行前よりは長くなっている。この結果は全国平均値であるが、在宅時間についても特定警戒都道府県、^(注3)中でも東京都市圏が伸びており、感染の広がり方が人々の生活様式の変化に影響したことが分かる。

人々が自宅にとどまったことは、消費の動向にも大きな影響を与えた。総務省の家計調査報告によると、2人以上世帯の消費支出は20年5月に前年同月比△16.2%となり、連続性のあるデータがとれる01年以降で最大のマイナスとなった。19年のゴールデンウィークは10連休で支出が増えていたのに対し、20年5月は外出自粛で宿泊料などの観光や外食関連の消費が大きく落ち込んだことが影響した。その後6月は△1.2%と持ち直すも、7月△7.6%、8月△6.9%、9月△10.2%、10月1.9%と秋口まで消費の停滞が続いた。

買い物の仕方にも変化が生じ、総務省の家計消費状況調査によれば、インターネッ

第1図 インターネットショッピングの利用世帯の割合
(世帯主の年齢別)



資料 総務省「家計消費状況調査」
(注) 二人以上の世帯。

トショッピングを利用する世帯の割合は20年3月には43.8%であったが、6月には50.8%となった。第1図で示すとおり、インターネットショッピングの利用割合は世帯主の年齢によって差があるものの、60歳代、70歳以上の世帯でも利用割合が5月には前月比3ポイント程度上昇した。スマートフォンの普及により、高齢層においてもインターネットそのものの利用が進んでおり、コロナによる外出自粛がネットショッピングに弾みをつけたと考えられる。

インターネットの利用は、投資商品の取引でも活発化したとみられる。そもそも家計は株価下落時に株式を買い越す傾向があり、20年3月のコロナショックと呼ばれる株価急落の際も、家計部門の株式の購入が増えた(第3図参照)。在宅時間が増え時間の余裕ができたため、利用を始めた投資初心者も多かったようである。例えば、インターネット証券大手の楽天証券の3月の月間新規口座開設数は16.4万口座と歴代最多となり、30歳代以下や投資初心者の比率が

高まった。^(注4)SBI証券でも、コロナ禍を受け新規口座数が急増している^(注5)とされる。

また、NISAの口座開設数も増えている。一般とつみたてを合わせたNISA口座数は20年3月に1,400万を超えたが、前期比、つまり3か月間の口座増加数は20年3月、6月と約40万となり、それまでの30万前後に比べて多くなっている。また、口座の前期比増加数の年齢別構成比をみると、30歳代以下の割合が高まっている(第2図)。

在宅時間が増え、将来のライフプランを考えたり、口座開設のための手続きを行ったりする時間的な余裕ができたことが、こうした動きの背景にあるとみられる。

(注1) 内閣府(2020)

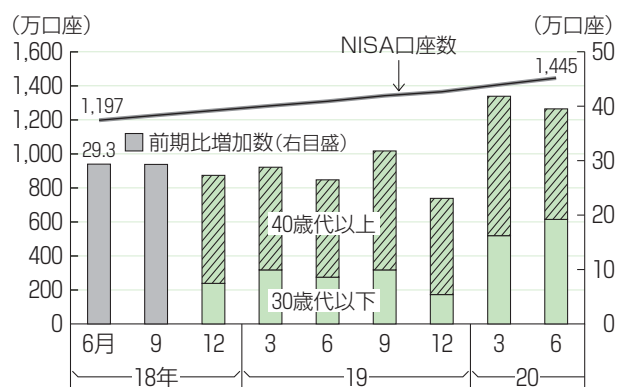
(注2) 国土交通省(2020)

(注3) 特に重点的に感染拡大防止の取り組みを進める必要があるとされた東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の13都道府県。

(注4) 2020年4月3日付楽天証券プレスリリース「歴代業界最多更新! 3月の月間口座開設数16万超に」

(注5) 日本経済新聞電子版2020年7月30日付「SBI北尾社長、コロナ禍『新規口座開設数が急増』」

第2図 NISA口座数と前期比増加数の推移



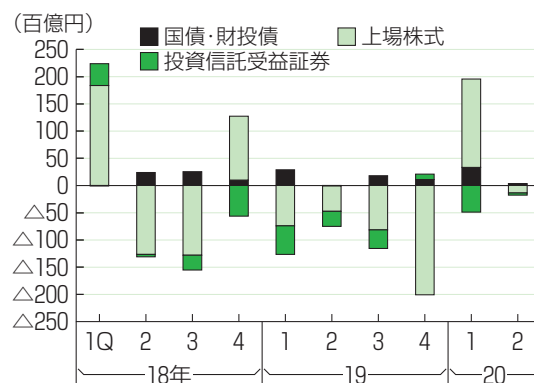
資料 金融庁「NISA・ジュニアNISA利用状況調査」
(注) 18年6月、9月は年齢別の内訳と総数が一致しないため総数のみ表示。

(2) 家計の流動性預金は大幅増

ここで、家計の金融資産や負債の状況についてみておこう。

家計部門の金融資産残高は、20年6月末に前年同月比1.8%増の1,882.7兆円となった(第1表)。内訳をみると、流動性預金が10.2%と大幅に増加している。これは、消費の停滞と特別定額給付金が振り込まれた影響と考えられる。3月末には株価下落によって前年比大幅減となっていた上場株式や投資信託受益証券(以下「投資信託」という)の減少率も縮小した。第3図は、上場株式や投資信託のネットの取引額をみたものだが、上場株式は20年第一四半期に大幅な買い越しとなったのち、第二四半期は1,365億円の売り越しとなった。前述のとおり、インターネット証券の口座開設やNISA口座数の増加といった動きはあるものの、投資性商品が残高を大きく増やすといった状況

第3図 国債・財投債、上場株式、投資信託のネットの取引額



資料 第1表に同じ
(注) ネットの取引額は、日銀統計上の「フロー」を指す。

ではない。

一方で、家計が保有する現金の残高は増加が続いており、15年中に投資信託の残高を上回り、足元では上場株式の残高と同水準まで増加している。家計の金融資産残高の3割以上を現金と流動性預金が占めている。以上を総合すると、金融資産のなかで増加が目立つのは現金や預貯金であり、若

第1表 家計部門の金融資産の動向

(単位 兆円、%)

	残高	前年比 増加額	前年同月比増加率							
	20年6月末	20.6	18.9	12	19.3	6	9	12	20.3	6
金融資産合計	1,882.7	33.6	3.0	△1.5	△0.1	△0.7	△1.2	3.3	△0.8	1.8
現金	97.2	4.5	2.6	2.4	4.6	3.9	3.1	2.6	1.4	4.8
預金(a+b)	925.7	35.1	1.8	1.5	1.7	1.7	1.5	2.1	2.1	3.9
流動性預金(a)	514.4	47.8	6.5	5.9	6.4	6.2	5.8	7.0	6.9	10.2
定期性預金(b)	411.3	△12.7	△2.5	△2.8	△2.9	△2.9	△2.9	△2.9	△2.9	△3.0
外貨預金	7.6	0.5	7.9	6.2	5.3	6.3	9.5	14.2	8.0	7.2
国債・財投債	13.9	0.6	5.3	4.6	7.1	5.0	4.4	4.3	4.5	4.8
事業債	6.3	0.2	△10.1	△6.2	0.1	6.8	12.1	12.7	11.0	3.8
上場株式	100.5	△3.0	8.3	△15.5	△5.8	△8.2	△9.9	15.7	△15.3	△2.9
投資信託受益証券	68.3	△1.9	0.3	△12.8	△2.3	△3.5	△4.4	11.2	△12.0	△2.7
生命保険受給権	220.9	1.7	2.3	1.9	2.2	2.0	1.4	1.5	0.6	0.8
年金保険受給権	101.2	△0.0	△0.6	△1.2	0.6	0.4	0.1	1.1	△0.6	△0.0
年金受給権	151.7	0.0	0.7	0.2	0.2	△0.4	△0.5	0.8	△0.5	0.0

資料 日本銀行「資金循環統計」

(注) 1 金融資産には、表掲載以外の科目が存在するため、内訳の計は合計とは一致しない。

2 20年6月末は速報値。

い世代も含めて一部で投資商品の利用は進展したものの、家計全体としては貯蓄から投資へといえるほどの大きな動きには至っていない。

(3) 個人事業主や困窮世帯で借入増加 か

家計の借入合計の前年比増加率は20年6月末に3.1%となり、それまでの2%台から上昇した(第2表)。民間金融機関と公的金融機関の住宅借入合計の増加率はやや低下傾向となり、消費の減退により消費者信用の増加率が大きく低下した一方で、民間金融機関の個人向け事業資金等や公的金融機関の住宅以外の貸出が大きく増加した。家計部門に含まれる個人事業主が、事業継続のための資金を日本政策金融公庫等から借り入れた影響が出ているものとみられる。

また、残高はそれほど多くないが非金融部門借入金については、19年12月末までは前年同月比△3%程度で推移していたが、

20年3月末には△0.1%、6月末には1.0%増となった。この項目には、厚生労働省が所管する生活福祉資金貸付制度による貸付が含まれるとみられる。同制度の対象は、従来は低所得者に限られていたが、20年3月25日からは、コロナ禍での休業や失業等によって生活資金に悩む人々にも特例で貸付が行われるようになった。主に休業した人向けの①緊急小口資金と、主に失業した人向けの②総合支援資金があり、いずれも上限20万円、保証人不要、無利子で、償還時になお所得の減少が続く住民税非課税世帯には償還を免除することができるようになっている。借入の窓口は各市区町村の社会福祉協議会であるが、相談が殺到したため、9月末までは労働金庫や日本郵便でも緊急小口資金の受付代行業務を行った。9月5日の時点で、①緊急小口資金は約70万件、1,278億円、②総合支援資金は約34万件、^(注6)2,064億円が利用された。

先に、民間金融機関の消費者信用の残高

第2表 家計部門の借入の動向

(単位 兆円、%)

	残高	前年比 増加額	前年同月比増加率							
	20年6月末	20.6	18.9	12	19.3	6	9	12	20.3	6
借入合計	328.7	10.0	2.8	2.3	1.9	2.2	2.8	2.7	2.5	3.1
うち民間金融機関	282.6	7.8	3.3	2.7	2.2	2.6	3.2	3.1	2.8	2.8
住宅借入(a)	194.2	5.8	3.5	3.8	4.1	4.0	3.7	3.4	3.2	3.1
消費者信用	43.4	0.3	3.1	2.8	3.4	4.2	3.9	3.5	2.9	0.8
個人向け事業資金等	45.0	1.6	2.7	△1.7	△6.2	△4.3	0.8	1.0	1.0	3.6
うち公的金融機関	41.0	2.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.5	0.6	0.7	5.7
住宅借入(b)	22.6	0.0	△0.0	0.0	0.5	0.5	0.9	1.1	1.0	0.2
住宅以外	18.4	2.2	0.6	0.5	0.3	0.2	0.0	0.0	0.2	13.5
非金融部門借入金	4.9	0.0	△3.5	△3.5	△2.9	△3.1	△3.4	△3.0	△0.1	1.0
住宅計(a+b)	216.9	5.9	3.1	3.4	3.7	3.6	3.4	3.2	3.0	2.8

資料 第1表に同じ

(注) 統計では家計への「貸出」と表示されている部分を、家計の観点から見て分かりやすいよう「借入」と表示した。また、家計部門には個人事業主が含まれるため、「企業・政府等向け」を個人向け事業資金等とした。

はあまり増えていないことを示したが、こうした公的資金を利用できたため、生活費の補てんのために民間金融機関から消費者信用を借り入れる動きが生じにくかったとも考えられる。

(注6) 金融財政事情研究会(2020)掲載のデータ。

(4) 世帯間格差が進展した可能性

ここまでコロナ禍における家計の金融資産、借入の動向をみてきたが、特別定額給付金をめぐっては、麻生太郎財務相が「その分だけ貯金が増えた」と発言し議論を呼んだ。上述のとおり、家計の流動性預金の前年比増加率は6月末に急上昇しており、そうした傾向がみられることは確かである。にもかかわらず、この発言が大きな反発を生んだのはなぜなのか。

そもそも、総務省の家計調査報告によれば2人以上世帯の1世帯あたりの貯蓄残高の平均値は、19年には1,755万円となっているが、分布をみると67.9%の世帯は平均値を下回り、うち10.7%の世帯は100万円未満である。つまり平均値以上の貯蓄残高を持つ世帯は3分の1しかなく、貯蓄残高は世帯による差が大きい。

さらに長期に及ぶ低金利の環境下で、家計は住宅向けを中心に借入を増やしてきた。宮田(2020)では、若い世代でも住宅資金の借入が増えたことを指摘している。その結果、家計調査報告にみる1世帯あたりの貯蓄残高が伸び悩む半面負債残高は増加しており、貯蓄残高から負債残高を差し引いた純貯蓄額は16年の1,313万円をピークに

19年は1,185万円にまで減少している。

つまり、貯蓄残高は世帯によって差があるうえに、平均値でも借入の増加により純貯蓄額が減り、不測の事態に対応するための家計の余力は縮小してきたと考えられる。そうした状況下で、突如発生したコロナ禍により収入減に見舞われた世帯も多い。日銀の「生活意識に関するアンケート調査」(20年9月調査)では、3月以降の半年間の収入と現在の状況について(複数回答)、57.2%の人が「特に変わりはない」と回答しているが、23.0%が「勤務日数や勤務時間が減り、給与収入が減った」、19.4%が「勤め先や自分の経営する事業所の業況が悪化し、収入が減った」、1.4%が「解雇や雇止め、業況の悪化等による倒産・廃業で収入が減った」と回答しており、約4割が影響を受けたとみられる。

先にみたとおり一部では緊急の借入が進んでいる様子もうかがわれ、ひっ迫している世帯も相応にあるとみられる。また、流動性預金に置かれた資金はさらなる事態悪化への備えである可能性もあり、世帯間格差がこれまで以上に大きくなった可能性もある。そうした状況下で、特別定額給付金の支給がすべての世帯の貯蓄増加につながったようにとらえられていると感じ、反発を感じた人が多かったのではないかな。

2 コロナ禍が金融機関に与える影響

(1) 緊急事態宣言下での金融機関の動き

緊急事態宣言下で、各金融機関は店舗の一部閉鎖、昼休みの導入等による営業時間の短縮、職員の交替勤務などの対策を講じながら営業を継続した。コロナ禍での対応については、全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会のウェブサイトの専用ページでも、各銀行のニュースリリースが紹介された。地方銀行64行の9割超では支店（ローンステーションや外貨両替ショップを含む）における昼休みの導入など営業時間の短縮についてのニュースリリースを出している。ただし、本店所在の県以外、例えば東京の支店など一部支店のみ短縮したケースもあれば、全支店で営業時間を短縮したケースもあるなど、その対象はまちまちであった。また、宣言解除後に営業時間を元に戻したケースが大半だが、一部では昼休みを恒久化している。

他方、もともと積極的に渉外活動を行っていた金融機関では、活動を自粛する動きも広がった。一般社団法人農協協会は、新型コロナウイルス感染症への対応に関し、6月に全農協を対象に「緊急アンケート」を実施したところ、回答があった193農協のうち23.6%が信用・共済の推進のための「訪問活動がほとんどできなくなった」、52.4%が「訪問回数を減らした」と回答した。^(注7)

大手生命保険会社でも、対面での営業に大きな影響が出た。日本生命保険では、営業職員の訪問活動を自粛したため、20年4～6月期の国内の個人保険・個人年金保険の営業職員チャネルの新契約件数は37万件と、前年同期比△70.9%の大幅減となった。銀行窓販チャネルの件数も△67.1%減少の1万件となった。一方で、インターネットで申込手続きが完結できるライフネット生命保険の20年4～6月期の個人保険の新契約件数は2.8万件と、前年同期比47.2%の大幅増となった。

コロナ禍だけが理由ではないだろうが、従来は対面での販売を中心としてきた大手生命保険も、販売経路を多様化しつつある。MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険は、20年6月16日から、全国のセブンイレブンに設置されているマルチコピー機を利用して手続きができるガン保険の取扱いを開始した。同グループでは以前から三井住友海上火災保険のバイク自賠責保険、自転車保険等4つの商品がセブンイレブンで販売されており、それに次ぐ取扱いとなった。また、第一生命保険は20年度中、明治安田生命保険は21年4月からスマートフォンを使って販売を開始する方針と報じられた。^(注8)

なお損害保険に関しては、緊急事態宣言中の外出自粛の影響で、火災、傷害、自動車の事故頻度が低下し、大手各社において保険金の支払額が減少した。新型コロナウイルスの感染拡大が、人々の行動に大きな制約を課したことを示している。

(注7)「新型コロナウイルス禍 JA緊急アンケート 結果(1)」JAcomウェブサイト
<https://www.jacom.or.jp/noukyo/tokusyuu/2020/07/200717-45410.php> (2020年12月9日最終アクセス)

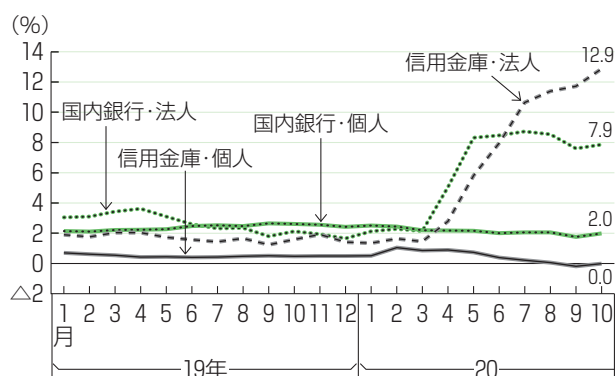
(注8)日本経済新聞電子版2020年6月29日付「第一生命、オンラインで保険販売へ 大手生保で初」、読売新聞2020年6月24日付「明治安田がネット販売 来年4月 大手生保で初」

(2) 金融機関の預貸金の動向

20年10月末の国内銀行の預金残高の前年比増加率は8.9%、信用金庫は7.5%であった(第3表)。内訳をみると、国内銀行は一般法人の前年比増加率が15.3%、個人6.4%、信用金庫はそれぞれ25.2%、3.6%であった。一般法人に関しては、後述するようにコロナ禍で資金繰りのための借入が増えており、借り入れた資金を手元に確保しておく動きが進んでいると考えられる。

個人については、特別定額給付金の支給が進んだ5月以降、要求払預金を中心に増加率が上昇した。その後も消費に資金が回らず、預金の増加率は緩やかに上昇してい

第4図 国内銀行、信用金庫の貸出金の前年比増加率



資料 第3表に同じ
 (注) 1 法人は、貸出金から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業、金融を含む)。
 2 銀行勘定のデータ。

る。ただし、定期性預金は減少が続いている。20年4月以降、都市銀行や地方銀行で定期預金金利を0.01%から0.002%に引き下げる動きが相次ぎ、普通預金の0.001%と大差ない水準となり、定期性預金に預け入れるメリットはほとんどなくなっている。

第4図をみると、国内銀行、信用金庫の貸出金においては、コロナ禍により法人向けが大幅に増加したことが分かる。法人向けの資金対応に関して、金融庁は新型コロ

第3表 国内銀行、信用金庫の預金残高

(単位 兆円、%)

		残高	前年比増加率									
		20年10月末	20年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
国内銀行	預金合計	864	3.0	3.4	3.0	4.7	8.0	9.0	9.0	9.7	9.3	8.9
	うち一般法人	299	4.2	5.4	5.0	8.1	15.0	14.9	15.4	15.6	15.5	15.3
	個人	508	3.3	3.3	3.1	2.9	4.3	5.3	6.0	6.1	6.4	6.4
	うち要求払預金	335	6.5	6.5	6.3	6.0	8.1	9.6	10.5	10.8	10.9	10.9
	定期性預金	166	△2.4	△2.3	△2.5	△2.5	△2.4	△2.2	△2.1	△2.0	△1.7	△1.6
信用金庫	預金合計	156	1.3	1.5	1.2	1.7	3.4	4.6	6.1	6.8	6.9	7.5
	うち一般法人	32	3.1	5.0	1.9	4.0	12.5	14.3	20.1	20.7	21.5	25.2
	個人	117	1.0	1.2	1.0	1.1	1.8	2.7	3.1	3.3	3.5	3.6
	うち要求払預金	51	6.3	6.4	6.2	6.2	8.1	10.0	11.4	11.6	12.0	12.0
	定期性預金	66	△2.3	△2.1	△2.3	△2.3	△2.2	△2.2	△2.3	△2.2	△2.1	△2.1

資料 日本銀行「預金・現金・貸出金」
 (注) 銀行勘定のデータ。

ナウウイルス感染症の発生を踏まえ、20年2月7日に事業者の資金繰りへの対応を金融機関に要請して以降、様々な措置を講じてきた。

中小企業、小規模事業者に対しては、日本政策金融公庫（日本公庫）、商工中金による実質無利子、無担保の新型コロナウイルス感染症特別貸付が創設され、3月17日から取扱いが始まった。その後5月1日からは、都道府県等の制度融資を活用して、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を開始した。

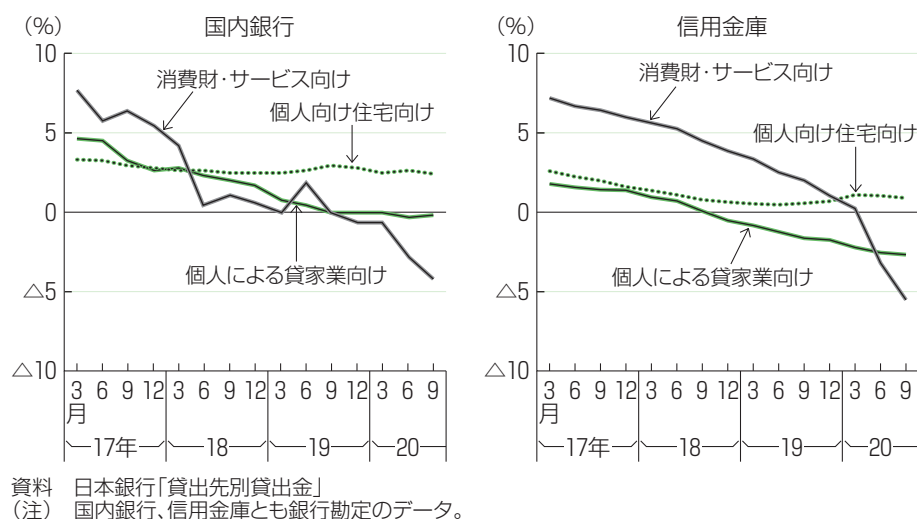
日銀が20年10月に刊行した「金融システムレポート」では、実質無利子融資は、「調達ボリュームと調達コストの両面で、中小事業者の資金繰りの安定確保につながっているとみられる」としている^(注9)。同レポートでは、感染症の拡大による企業財務への影響をシミュレーションにより定量的に測定し、金融機関の信用コストにどのような影響を与えるか等について詳しく分析してい

る。企業向けの融資の詳細については同レポートに委ね、本稿では対象を個人に絞って足元の状況をみていきたい。

再び第4図をみると、個人の借入需要は停滞している様子がうかがわれる。先の第2表の家計部門には個人事業主の借入が含まれ、その借入が増加していたが、第4図の個人には分別可能な事業用資金は含まれていないという違いがある。個人の内訳については第5図に示したが、住宅資金は、消費税増税の影響やコロナ禍で住宅販売の営業活動自粛もあったことを考慮すると増加率を維持している。

他方、個人による貸家業向けの貸出残高の増加率については、以前から右肩下がりとなっていたが、コロナ禍で新規実行額も大幅に減少した。消費財・サービス向けの貸出も大きく減少した。コロナ禍への対応として、収入が減少した家計向けにカードローンの金利を減免したり、特別な融資制度を設けたり、また、家計相談に応じたり

第5図 個人貸出金の前年比増加率



する地域金融機関は多かった。それらの利用も相応にあったと推測されるが、全体としてみれば、消費の停滞の影響の方が大きく、カードローンを中心に消費財・サービス向けの残高は減少した。日本貸金業協会のデータをみても、消費者向けの無担保貸付（住宅向けを除く）の残高は20年5月から9月まで前年比減少が続いた。

しかし、だからといってコロナ禍の影響で収入が減った家計による借入が行われなかったとみることはできない。前述のとおり、生活福祉資金貸付制度を利用した世帯も多かった。労働金庫が新型コロナウイルスの影響を受けた勤労者のために提供する生活支援特別融資（無担保）の利用件数は8月末現在で、2,500件、融資額は約30億円^(注10)となった。また、20年10月2日付日本経済新聞によれば、大手コミュニケーションアプリのLINEの金融子会社がみずほ銀行、オリエントコーポレーションと設立したLINE Creditの4月の新規申込件数は3.9万件となり、大手消費者金融会社のアコム、アイフルの各3.3万件を上回ったことを伝えている^(注11)。LINEの国内利用者数は8,400万人（20年3月末時点）と国内では利用者が最も多いSNSサービスだという身近さと、申込み・審査・借入がLINE上で最短1日で完了するという簡便さから、緊急的な借入に利用が進んだ可能性も考えられる。

なおコロナ禍での対応として、金融庁は、顧客のニーズを十分に踏まえ住宅資金の条件変更等について迅速かつ柔軟に対応するよう金融機関に要請しており、中小企業向

け融資とともに貸付条件の変更等に応じた件数を公表している。それによれば、住宅資金の貸付条件の変更等の申込件数は、10月末までに銀行等に対して2万9,688件（応諾率97.7%）、9月末までに協同組織金融機関に対して1万5,476件（応諾率98.6%）となっている。

また、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に特則が設けられ、新型コロナウイルスの影響による収入減に陥った個人や個人事業主にも12月1日から適用されることとなった。これにより、返済が難しくなった場合でも、一定の要件を満たせば、自己破産などの法的手続きによらずに債務整理を行うことができるようになった。感染拡大の影響が長引けば、こうした対応を取るケースが増えることも想定される。

（注9）日本銀行（2020a）96頁

（注10）大沼（2020）

（注11）日本経済新聞2020年10月2日付「ノンバンク勢力図に異変、LINE系、アコム・アイフル抜く、個人融資、コロナで需要、法人向け、新興勢は続々撤退」

（3）地域金融機関再編のための環境整備

人口減少や低金利の継続といった環境下で、近年、地域金融機関の経営は厳しさを増していたが、20年9月期の決算はコロナ禍の影響で一層悪化した。地方銀行・第二地方銀行の中間純利益は、与信関係費用の増加を主な要因として、前年同期比537億円（△11.5%）の減少となった（第4表）。コロナ禍により打撃を受けた企業の経営状況の

第4表 地方銀行・第二地方銀行の2020年9月期決算の概要

(単位 億円)				
	18年9月期	19.9	20.9	前年同期比 増減額
業務粗利益	21,462	21,748	21,184	△564
資金利益	19,094	18,302	18,191	△111
役務取引等利益	2,657	2,569	2,458	△111
その他業務利益		855	512	△343
うち債券等関係損益	△370	779	277	△502
経費	△15,114	△14,995	△14,728	267
実質業務純益	6,348	6,752	6,456	△296
コア業務純益		5,973	6,178	205
コア業務純益 (除く投資信託解約損益)		5,537	5,723	186
与信関係費用	△1,799	△1,308	△1,561	△253
株式等関係損益	1,417	846	910	64
中間純利益	4,228	4,667	4,130	△537

資料 金融庁「地域銀行の令和2年9月期決算の概要」

(注) 1 埼玉りそな銀行を含む。

2 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

悪化は、融資を行う地域金融機関の経営にも影響を及ぼしているが、そうした状況下で金融仲介機能の発揮に支障が生じないよう、地域金融機関に予防的に公的資金を注入しやすくする改正金融機能強化法が8月14日に施行された。

(注12)
金融庁は数年来、地域金融機関に対して、持続可能なビジネスモデルの確立を求める姿勢を強めており、そのための環境整備も進めている。

19年8月公表の「金融行政方針」では、地域金融機関が金融仲介機能を十分に発揮することによって、地域企業の生産性向上や地域経済の発展に貢献することを求め、そのための監督上の対応と環境整備のための施策をパッケージ策として提示した。そのうち地域金融機関の合併・経営統合については、競争政策との整合性が問題となっていたが、サービス維持への取組みを行う

ことを前提に、シェアが高くなっても経営統合等を認める特例法が10年間の時限措置として20年11月27日から施行された。

20年11月10日には、日銀が20～22年度の時限措置として「地域金融強化のための特別当座預金制度」を導入する方針を決定した。これは、当座預金取引先である地銀・第二地銀

と信金のうち希望する先に対して、一定の経営基盤の強化を実現すること、あるいは経営統合等により経営基盤の強化を図ることを条件に、日銀に預ける当座預金に年(注13)0.1%の上乗せ金利を付けるものである。また、政府は再編を促すために、地銀・第二地銀や信金が合併や経営統合等に踏み切った場合には、預金保険機構の利益剰余金を財源として、システム統合などへの補助金を21年夏にも創設する予定である。

20年10月には、独占禁止法との関係で延期されていた十八銀行と親和銀行が合併し、十八親和銀行が発足した。21年1月には第四銀行と北越銀行、同5月には三重銀行と第三銀行の合併が予定されている。上記のような環境整備によって、さらに再編が加速するかが注目を集めている。

現状では地銀・第二地銀では経営統合等だけでなく、様々なかたちで提携を進める

ケースも多い。地銀同士での業務提携、SBIホールディングスとの資本提携（20年11月末時点で7行）、事業分野ごとによりそなホールディングスとの業務提携などが進んでいる。

（注12）地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合を指す。

（注13）信用組合、労働金庫、農・漁協等を対象先とするか否かは、系統中央機関など関係先との協議等も踏まえ改めて決定するとされ、12月上旬時点では協議が進んでいると報じられた。

（4） 地域金融機関の収支改善のための 取組み

地域金融機関に限ったことではないが、銀行業界全体として業務の効率化が急務となっている。そのようななか20年に入って、利用度の低い預金商品を廃止して商品数を絞り込む、また、預金規定等を電子化（ウェブサイトに掲載）し小冊子の配布をとりやめるなど、管理の手間を減らしコストを削減しようとする動きが目立つ。事務手続きにおけるペーパーレスや印鑑レスは、コロナ禍で金融機関サイドの業務効率化としてだけでなく、利用者への利便性向上としても必要性が高まった。

利用者により直接的な影響を及ぼす手数料の新設に踏み込むケースも増えている。新規に開設した口座が一定期間取引のない場合に課す口座管理手数料は、20年に入って導入のペースが上がってきている。当社の調べでは、20年8月末の時点で地銀・第二地銀・信金の2割弱がその種の手数料を導入したとみられる。導入状況には地域差があり、周囲との競争状況を勘案しつつ導

入を検討することが多いと考えられる。

さらに20年8月には、みずほ銀行が21年1月18日から新規口座開設時の紙の通帳発行に1冊あたり1,100円（税込み）の手数料を課すことを発表した。同時に、同日から最大10年間分の取引明細をオンラインで確認できる「みずほダイレクト通帳」というサービスを提供する。三井住友銀行も21年4月以降の新規口座開設において、紙の通帳発行に年額550円（税込み）の手数料を取るのに加え、2年以上入出金がなく、かつ預金残高1万円未満でインターネットサービス「SMBCダイレクト」の利用設定がない場合年額1,100円の手数料を課すことを公表した。これまでも通帳レス口座を導入するケースはあったが、手数料を取ることによって利用者のデジタルシフトをより強力に進めようとする動きが出てきた。

また、以前から各金融機関で店舗の統廃合や店舗機能の見直しが進められてきているが、最初から現金を扱わない新型店舗として設置するのではなく、これまでは現金を扱っていた既存の店舗窓口で現金の取扱いを終了する例も出てきた。あおぞら銀行は、20年12月21日から首都圏店舗の各窓口における現金の取扱いを終了するとともに、個人利用者に対し本人名義口座への窓口での振込手数料を無料化した。欧州では地域金融機関であっても、現金の取扱いをしない支店も多く、日本でもこうした動きが地域金融機関にも広がるかどうか注目される。

こうした各種の合理化策をとることによ

り、地銀や第二地銀でも、人員削減の見込み数を公表するケースが増えてきている。

他方、地域経済活性化のため、地域金融機関が単独あるいは共同で、地元の産品やサービスの販路開拓やマーケティングを行う地域商社を設立する動きも活発化している。17年の銀行法改正等により、銀行が5%を超える議決権を持つ「銀行業高度化等会社」の設立が可能になり、そうした動きが進んだ。取引先の経営課題の解決やブランディング、販路開拓支援を主な目的としているが、地域金融機関にとっては本業である銀行業の収益力が低下するなかで、持続可能なビジネスモデルを構築するために業務範囲を広げるといった狙いもある。地域金融機関の収益力向上に直結するかは今のところ不透明だが、コロナ禍では、取引先企業の商品の販路確保のために金融機関も各種の支援を行っており、地域商社のような取組みは重要性を増している。

おわりに

ここまでみてきたとおり、家計部門の金融資産、負債へのコロナ禍の影響は企業部門よりは小さく、金融資産は特別定額給付金の支給や消費の停滞によって預金を中心に増加し、借入は伸び悩んでいる。しかしより詳しく中身をみると、個人事業主や所得が減った世帯で緊急的な借入を行った様子もうかがわれる一方で、若い世代も含め、在宅時間を生かして新たに投資商品の利用を始めた人も一部にはいたようである。大

企業ほどテレワークの導入割合が高いという調査結果もあり、^(注14)コロナ禍において、時間的経済的なゆとりのある人とそうでない人との格差が一層進んだ可能性もあると考えられる。企業の業績悪化は時間を置いて家計にも影響を及ぼすとみられ、今後、コロナの収束に時間がかかればかかるほど家計の負債増加や世帯間格差の一層の拡大も懸念される。

コロナ禍での個人の行動に着目すると、緊急事態宣言下の外出自粛によって、高齢層も含めて、各種のサービスをインターネット経由で利用するなどデジタル化に弾みがついた様子もうかがわれた。政府も21年9月にデジタル庁を創設しようとしているところであることから、以下ではデジタル化に関して中長期的に注目されるポイントを指摘して、本稿を終わりたい。

1つは、デジタルサービスのセキュリティへの懸念が、利用促進を阻害する可能性があることである。20年9月には、第三者が銀行口座番号やキャッシュカードの暗証番号等を不正に入手し、ドコモ口座に銀行口座を新規に登録することで預金を引き出すという事件が発覚した。19年にもスマートフォンのバーコード決済サービス「セブンペイ」の不正利用があり、キャッシュレス決済の安全性への懸念が高まるといった問題があり、セブンペイはサービス停止に追い込まれた。

調査時点は少し古いが、18年7月に行われた全国銀行協会による「よりよい銀行づくりのためのアンケート（報告書）」では、

インターネットバンキングを利用しない理由として、「インターネットで取引することにセキュリティ面で不安を感じるから」を選択する割合が44.2%で最も多く、セキュリティ面への懸念はデジタル化進展の障害になる。

セキュリティ面への懸念といった阻害要因はあるものの、金融機関によるデジタルでのサービス提供は加速するとみられ、地域金融機関によるデジタルバンクの設立も間近というのが2点目である。地方銀行のなかでは、ふくおかフィナンシャルグループがデジタルバンク「みんなの銀行」の開業に向け、20年11月に銀行業免許の予備審査申請を行った。また、東京きらぼしフィナンシャルグループも20年10月に、スマートフォンアプリで高金利の預金、資金管理や決済を便利にするサービス、資産形成・運用サービスを提供するデジタルバンクを21年度中に開業予定とプレスリリースを出した。

きらぼし銀行は、フルバンキング店舗を20年3月の108から23年3月には50程度に減らしつつ、特化型店舗を27から50程度に増やす予定であり、対面でのコンサルティングサービスをデジタル面でサポートする、対面・非対面の高度なハイブリッド化を目指すとしている。

デジタルバンクについては、チャネル戦略における位置づけを明確にせず、単に設立するだけでは、既存のインターネット金融機関との競合に巻き込まれてしまう恐れがある。既にインターネット専門銀行やイ

ンターネット証券では金利や手数料での競争が激化しており、ネット証券では株式や投資信託の手数料無料化の動きも進んでいる。地域金融機関の場合は特に、デジタルでのサービスは対面でのサービスを補完・高度化するという役割がなければ、デジタル分野での競争に疲弊するだけになりかねない。

競合に関しては先に指摘したとおり、LINE傘下のCreditや証券も急速に利用者を増やしており、LINE Bankの設立準備も進んでいる。また、コンビニエンスストアは自身の銀行を持つほか、保険商品など店内で手続きできる金融商品の幅も増えており、コンビニの総合金融機関化も進行中である。21年中には、金融サービスの提供に関する法律（改正金融商品販売法）が施行されるとみられ、金融サービス仲介業が創設できるようになることから、そうした業者との競合も想定される。

3点目として、金融サービスのデジタル化が進展すると、スマートフォンなどの操作ができずインターネット上のサービスにアクセスできない人、また、同時に進行する店舗再編により店舗へのアクセスが困難になる人が出てくるといった課題が生じる可能性があることが挙げられる。高山（2019）では、利用者に対して店舗でデジタルチャネルの講習会を行う海外の銀行の事例を紹介しており、そうした取組みも参考になるだろう。また、イギリスでは、金融行為規制機構（FCA）が支店やATMの閉鎖や転換の際に金融機関が利用者の利便性確保のた

めに考慮すべきガイダンス^(注15)を20年9月に出している。イギリスの場合、デジタル化以前からの銀行口座の開設のしやすさや、店舗数等の状況が日本とは異なるとみられるが、デジタル化が金融排除につながらないような取組みは日本でも重要になると考えられる。

誰も取り残さないというSDGsのスローガンに引き寄せていえば、コロナ禍で家計の所得環境が悪化した可能性もあることも踏まえ、デジタル上のサービスは家計が生活困窮に陥ることを防ぐことに貢献できるかといった点についても注目していきたい。

(注14) 例えば、東京商工会議所「『テレワークの実施状況に関するアンケート』調査結果」(2020年11月) など

(注15) Financial Conduct Authority, 'Finalised guidance FG 20/3: Branch and ATM closures or conversions' September 2020

<参考文献>

- ・石原秀男(2020)「新型コロナウイルス感染症で変わるネットショッピング—家計消費状況調査の結果から—」『統計Today』No.162、9月

- ・井上有弘(2020)「コロナ禍における信用金庫の預貸金動向—制度融資と給付金で急増も7月以降は鈍化傾向—」『SCB金融調査情報』2020-25、9月
- ・大沼英行(2020)「新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働金庫の取組み」『ニュースレター協同金融』No.151、10月
- ・金融財政事情研究会(2020)「生活支援と信用リスクの狭間で揺れる与信ビジネス」『月刊消費者信用』10月号
- ・金融庁(2019)「令和元事務年度 金融行政方針」
- ・金融庁(2020)「令和2事務年度 金融行政方針」
- ・国土交通省(2020)「全国の都市における生活・行動の変化—新型コロナ生活行動調査概要—」10月
- ・全国銀行協会(2019)「よりよい銀行づくりのためのアンケート(報告書)」2月
- ・高山航希(2019)「金融機関はデジタル化で身近さを失うか—欧州の銀行を事例として—」『農林金融』9月号
- ・内閣府(2020)「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」6月
- ・日本銀行(2020a)「金融システムレポート」10月
- ・日本銀行(2020b)「『生活意識に関するアンケート調査』(第83回<2020年9月調査>)の結果」10月
- ・宮田夏希(2020)「低金利下での個人向け貸出の在り方」『農林金融』1月号

(2020年12月16日時点の情報をもとに執筆)

(しげとう ゆかり)



構造再編が進む日本農業と 2020年の食料・農業・農村基本計画

研究員 植田展大

〔要 旨〕

1999年の食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という）に基づいて2000年から作成されてきた食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）は、20年で5回目の作成を迎えた。新たな基本計画は、農業の成長産業化に重点を置いた15年の基本計画を踏襲しつつも、生産基盤の弱体化や中山間地域のコミュニティの縮小に対応すべく、農業・農村の次世代への継承を全面に打ち出すことになった。

そこで本稿の前半では、前回の基本計画のもとで進められてきた農業の成長産業化の動きを政府の政策動向から確認し、そのうえで20年の農林業センサスを用いて縮小および再編が顕在化している農業および農村の実態を確認したい。

後半では、20年の基本計画がどのような農業構造を展望しているのかを確認したうえで、それが農業・農村の縮小という課題を克服する内容になっているのかについて、基本法との関係も踏まえて検討し、今後の基本計画で必要となる枠組みについて提示したい。

目 次

- | | |
|--------------------------------------|--|
| 1 農業・農村の継承を重視した新たな食料・
農業・農村基本計画 | 3 次世代への農業・農村の継承に向けた食料・
農業・農村基本計画の取組みと課題 |
| 2 新たな食料・農業・農村基本計画の背景 | (1) 新たな食料・農業・農村基本計画における
日本農業の展望 |
| (1) TPP・EPAに対応した農業構造の構築に
向けた政策の展開 | (2) 食料・農業・農村基本法と新たな基本計画
おわりに |
| (2) 一段と縮小再編が進む農業・農村 | ——ポストコロナの農業政策—— |

1 農業・農村の継承を重視した新たな食料・農業・農村基本計画

2020年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という）は、前基本計画のTPPに対応した農業の構築を目指した農業の成長産業化、もしくは農業の競争力強化政策の成果を一定程度評価したうえで、これまでの政策のなかで解決できていない課題に対応していく姿勢を示すものとなっている。タイトルに初めて「～我が国の食と活力ある農業・農村を次の世代につなぐために～」という副題^(注1)がつけられたことが示すように、農業の成長産業化

を目的とした農業政策が進むなかで顕在化している農業と農村の縮小および再編を背景に、次世代への継承が重要なテーマに位置づけられている。

はじめに、新たな基本計画の「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」を材料に、新たな基本計画の枠組みを確認したい^(注2)（第1図）。

15年の基本計画は、農業の構造改革や新たな需要の取込みを通じた農業や食品産業の成長産業化（「強い農業」）を目指した産業政策と、構造改革を「後押ししつつ」農業・農村の多面的機能の維持・発揮（「美しく活力ある農村」）を目指した地域政策の両輪で農業政策を推進してきた。産業政策に関する主な施策としては、農地の集積・集約化

第1図 2020年の食料・農業・農村基本計画の枠組み

15～20年の枠組み

農業の成長産業化（「強い農業」）	
産業政策	・農地中間管理機構を通じた農地の集積・集約化 ・農林水産物の輸出促進 ・米政策改革による需要に応じた生産の推進 ・農協・農業委員会改革 ※
地域政策	農業・農村の多面的機能の維持・発揮（「美しく活力ある農村」） ・日本型直接支払制度の創設

枠組みの継承
20年以降の枠組み ↓ 産業政策と地域政策の両輪で
食料自給率の向上、食料安全保障を実現

農業の成長産業化	
産業政策	・国内外の需要に対応した生産基盤を強化（中小経営・中山間地域を含む） ・国内外の新たな需要の取込み、事業者との連携・協働によるバリューチェーンの構築、デジタル技術の食料・農業分野への応用・技術を活用した農業者の育成、持続可能な生産・消費・投資機会の創出等
農業・農村の多面的機能の維持・発揮	
地域政策	・農村の次世代への継承、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」 (1)所得・雇用機会の確保 (2)農村に住み続けるための条件整備 (3)農村における新たな活力の創出 } 3つの柱

資料 農林水産省「食料・農業・農村基本計画(2020年)」をもとに作成

(注) ※農協・農業委員会改革については基本計画に明示されていないが筆者が産業政策に分類している。

成果と課題

成果

- ・生産農業所得の増加
3.8兆円(17年)、04年以降最高額
- ・輸出額の増加
7年連続最高額更新、
12年比倍増の9,121億円(18年)
- ・49歳以下の新規就農者の増加

課題

- ・生産基盤のぜい弱化：農業就業者や農地面積の減少、経営資源・農業技術の断絶
- ・中山間地域を中心としたコミュニティ維持の困難
- ・FTA・TPP等による関税削減への懸念・不安
- ・自然災害や家畜疾病、地球温暖化の進行

次世代への継承を重視

を推進する農地中間管理事業、農林水産物の輸出促進に向けた取組み、米政策の改革による需要に応じた農業生産の推進、農協・農業委員会改革、^(注4)地域政策としては、多面的機能支払に中山間地域等直接支払・環境保全型農業直接支払を組み合わせた日本型直接支払の創設が挙げられる。このように産業政策と地域政策を両輪としながらも、産業政策への偏りがみられ、地域政策は産業政策を支えるという位置づけを与えられていた。^(注5)

20年の基本計画は、これらの施策の成果として、生産農業所得が17年で3.8兆円となり、04年以降で最高額になったこと、輸出額が7年連続で最高額を更新して、18年には東日本大震災直後の12年との比較で倍増となる9,121億円となったこと、49歳以下の新規就農者が増加したことを列挙している。

その一方で、課題として農業就業者や農地の減少、経営資源・農業技術の断絶などの生産基盤のぜい弱化を第1に挙げ、続いて中山間地域を中心としたコミュニティの維持の困難や、FTA・TPP等の締結に伴う関税削減に対する農業者の懸念・不安、自然災害や家畜疾病・地球温暖化の進行による新たなリスクについて言及している。

以上のような成果と課題を踏まえて作成されたのが、20年の新たな基本計画である。新たな基本計画でも、産業政策と地域政策を両輪にしており、15年の基本計画の枠組みを踏襲している。産業政策では生産基盤の強化、地域政策では農村の次世代への継承がキーワードになる。^(注6)

まず、産業政策は15年の基本計画が規模拡大を目指す意欲的な経営を重視していたのに対し、20年の基本計画は小規模経営や中山間地域も含みながら、生産基盤を強化していく方針が述べられている。

新たな基本計画によれば、生産基盤^(注7)の強化とは「担い手」の育成・確保、農地の集積・集約化、経営継承やスマート農業技術の導入による生産性向上など、農産物（含む畜産物）供給に関わるあらゆる要素である。^(注8)そして、生産基盤を強化することで、国内外の需要に対応し、農業の成長産業化を推し進めることが可能になると考えられている。^(注9)

生産基盤強化の具体的な方策として、国内外の需要の取込みへの注力や食品関連事業者等との連携・協働によるバリューチェーンの構築、デジタル技術の食料・農業分野への応用およびこれらの技術を活用できるような農業者の育成、SDGsへの関心の高まりなどを背景にした持続可能な生産・消費・投資機会の創出が挙げられている。

続く地域政策は、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」を、①農村での所得・雇用機会の確保、②農村に住み続けるための条件整備、③農村における新たな活力の創出を3つの柱として講じることで、農村の次世代への継承を行うとしている。

産業政策と地域政策の両輪で食料自給率の向上、食料安全保障の実現を目指すという枠組みは15年の基本計画を踏襲するものであるが、地域政策が構造改革を後押しするものと位置づけられた15年の基本計画と

比較すると、20年の基本計画は地域政策の内容や枠組みが整理され、その役割が重視されていることがうかがえる。

以上のように、新たな基本計画の枠組みを確認すると、産業政策と地域政策の両輪という枠組みを継承しながら、農業者・農地の減少や、農村のコミュニティの維持の困難という顕在化しつつある課題にも対応したものであると言える。

(注1) 副題をつけた背景は新たな基本計画について国民の理解を求める目的があったとされる(佐野(2020)17頁)。

(注2) 以下の記述は、「食料・農業・農村基本計画(2020年)」の「第1 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」を参照。

(注3) 「食料・農業・農村基本計画(2015年)」10頁

(注4) 「食料・農業・農村基本計画(2020年)」3頁には、「前基本計画の下で、農業の成長産業化を促進するための産業政策と、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための地域政策を車の両輪として(中略)、食料・農業・農村施策の改革を進めてきた。具体的には、農地中間管理機構を通じた担い手への農地の集積・集約化、農林水産物・食品の輸出促進、米政策改革による需要に応じた生産の推進、日本型直接支払制度の創設、農業協同組合及び農業委員会の改革など農政全般にわたる改革に取り組んできた」とある。わかりにくいのが、農協改革が資材価格の引下げや牛乳・乳製品の生産・流通等の改革の文脈で出てきたこと、農業委員会改革が農地中間管理事業に関連した改革であることを考えると、産業政策に位置づくともみられる。

(注5) 農村政策は車の両輪となることで農業に関わる部分だけに限定されたこと、産業政策を補完するという位置づけになった結果、補助輪化したとの指摘もある(小田切(2020a, 2020b))。

(注6) 第201回国会での議論で政府は、基本計画のポイントを地域の次世代への継承と生産基盤の強化であると答弁している(佐野(2020)13頁)。

(注7) なお、ここで用いられている生産基盤は、農地や農業用水といった営農のための基盤である農業生産基盤とは異なり、農業生産に関わるあらゆる要素を含んでいる。例えば、農林水産省Webページ <https://www.maff.go.jp/j/>

wpaper/w_maff/h24_h/trend/part1/chap3/c3_3_00.html(2020年12月15日時点)。

(注8) 新たな基本計画は、「国内農業の生産基盤の強化」に必要な取組みとして、持続可能な農業構造の実現に向けた「担い手」の育成・確保や、農地の集積・集約化、経営発展の後押しや円滑な経営継承、スマート農業の社会実装の加速化による生産性向上や、各品目が抱える課題の克服、生産・流通体制の構造改善を挙げる。このほかに、中山間地域で話し合いにより、農地の維持を目的に放牧を行う取組みも、荒廃農地の発生防止・解消に向けた戦略的な対策として「国内農業の生産基盤の強化」に必要な取組みとして位置づけている(「食料・農業・農村基本計画(2020年)」11頁)。

(注9) 「農業生産基盤強化プログラム」の趣旨には、「我が国農業は、国民の必要とする食料の安定供給を図るため、食料自給率の向上を目指す中、担い手不足や農地の減少に加え、頻発する自然災害やCSF等の家畜伝染病の発生、農産物貿易をめぐる国際環境の変化など、様々な政策課題に直面している。今後、我が国農業を持続的に発展させていくためには、海外で高まるニーズを捉え、輸出を更に拡大するとともに、こうした新しい需要にも対応できるよう、中山間地域や中小・家族経営も含め、幅広く生産基盤の強化を図り、農業を国際競争や災害にも負けない足腰の強い産業へとしていかなければならない」とある。

2 新たな食料・農業・農村基本計画の背景

(1) TPP・EPAに対応した農業構造の構築に向けた政策の展開

15年の基本計画以降の農業政策は、TPPに対応した農業構造の構築に向け、農業の成長産業化(=産業政策)に特に重点を置いて進められてきた。^(注10)

15年10月のTPP大筋合意を受け、規制改革推進会議が新たな改革の対象としたのが生産資材・流通部門、生乳流通制度とそれに深く関係する農協事業であり、同会議は

16年11月に「農協改革に関する意見」と「牛乳・乳製品の生産・流通等の改革に関する意見」を公表し、全国農業協同組合連合会に対して、農産物委託販売の廃止と全量買取販売への転換、購買事業を新組織に転換したうえでの関連部門の譲渡・売却などを要求することになった。

さらに、政府は16年11月に生産資材価格形成の仕組みの見直しや流通・加工業界構造の確立、生乳・乳製品の生産・流通等の改革等13項目からなる「農業競争力強化プログラム」（以下「競争力強化プログラム」という）を決定すると同時に、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（以下「活力創造プラン」という）の2次改訂を行い、「更なる

農業の競争力強化のための改革」として、生産資材や生乳流通の改革を通じて農業の競争力強化を進める方針を示した。

このような一連の動きは、規制改革推進会議や未来投資会議が深く関わっており、「活力創造プラン」の3次、5次改訂も同様の^(注11)手順で行われていった。

そして、17年から19年にかけて、「活力創造プラン」「競争力強化プログラム」に基づいて、生産資材価格の引下げや流通・加工業界構造改革、収入保険制度、土地改良制度の見直しなど競争力強化を目的とした法律が相次いで可決・成立していくことになる（第2図）。

生産資材価格の引下げや流通・加工業界

第2図 主な農業政策とその現状

農業競争力強化プログラムの項目(抜粋)	関連する主な法律	関連する農林水産業・地域の活力創造プランの項目(抜粋)およびその実績
▶生産資材価格の引下げ ▶流通・加工構造改革	⇒ 農業競争力強化支援法(17)、主要農作物種子法の廃止(17)、農業機械化促進法の廃止(17)、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正(18)、農業取締法の一部改正(18)、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部改正(18)、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正(19)	⇒ 資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを11年全国比4割削減(～23年度) [60kg当たり16,001円(11年産)→15,352円(18年産、個別経営)、11,942円(18年産、組織法人経営)]
▶土地改良制度の見直し	⇒ 土地改良法の一部改正(17)(18)、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正(19)	⇒ 担い手の農地利用が全農地の8割(～23年度) [48.7%(13年度)→57.1%(19年度)]
▶戦略的輸出体制の整備	⇒ 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正(17)、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(19)	⇒ 農林水産物・食品輸出額 1兆円(～19年)、5兆円(～30年) [4,497億円(12年)→9,121億円(19年)]
▶農村就業構造の改善	⇒ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(17)	⇒ 6次産業化の市場規模10兆円(～20年) 雇用の創出や農山漁村活性化につながる10,000のプロジェクトを創出
▶生乳の生産・流通改革	⇒ 畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部改正(17)	⇒ 酪農についての6次産業化の取組件数を500件に倍増(～20年)
▶人材力の強化(労働力確保)	⇒ 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部改正※(17)、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部改正(18)※	⇒ 新規就農し定着する農業者を倍増し、40代以下の農業従事者を40万人に拡大(～23年) [新規就農者1.9万人(12年)→1.9万人(18年)]

資料 首相官邸「農林水産業・地域の活力創造プラン」、農林水産省「農業競争力強化プログラム」「生産農業所得統計」「農地中間管理機構の実績等に関する資料」「農林水産物輸出入統計」「農業構造動態調査」「新規就農者調査」

(注) ※は農林水産省以外が提出して成立した法律、()内は成立年、[]内は実績。

構造改革を目的に農業競争力強化支援法、主要農作物種子法の廃止、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部改正（以下「卸売市場法の改正」という）などが矢継ぎ早に可決成立した。17年に可決成立した農業競争力強化支援法は、良質で低廉な農業資材の供給と農産物流通の合理化に向けて、国の介入による流通規制や規格の見直し、農業用資材の開発や銘柄の集約、直販の促進、農業関連事業者の再編・参入の促進、農業資材や農産物取引条件の情報公開などを行うことになった。同時に、これまで都道府県が主要農作物種子法に基づき普及すべき奨励品種を指定して行ってきた水陸稲・麦類・大豆の原原種・原種・一般種子の生産と供給を、民間企業による低廉で良質な種子の開発・供給を妨げる制度であるとして廃止した。また、18年の卸売市場法の改正により、食の安定供給のために設立された卸売市場制度を改め、民間企業による中央卸売市場の開設が可能となった。

「担い手」への農地の集積・集約化を目的とする法改正は、農地中間管理事業の機能強化に特に重点を置いて進められた。17年の土地改良法の一部改正では、これまでは基盤整備事業に際して、農業者の申請や同意、費用負担が必要であったが、農地中間管理機構が借り入れた農地で農業者の費用負担や同意なしで行うことが可能になった。さらに、全農地の2割相当にあたる相続未登記地が農地の集積・集約化の障害になるという認識から、18年に農業経営基盤強化促進法等の一部改正が行われ、相続未登記

共有地の相続人1人の判断で農地中間管理機構に農地を貸し付ければ、全ての所有者が同意したと「みなす」との変更が行われた。同時に10年以上の貸借期間が必要となる農地中間管理機構の実態に合わせて、相続未登記農地の利用権設定の上限を5年から20年に延長する変更も行われた。

一方、輸出体制の構築に向けた動きも活発であり、16年2月に総理大臣を本部長とする農林水産業・地域の活力創造本部の下に農林水産業の輸出力強化ワーキンググループを設置し、同年5月に農林水産業の輸出力強化戦略を取りまとめ、同年11月に「活力創造プラン」の改訂に合わせ、「競争力強化プログラム」を作成し、輸出体制の具体策を示すとともに農林水産物輸出インフラ整備プログラムを公表した。

そして、19年4月に「農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議」が設置され、これを受けて19年11月には更なる輸出促進を図るため「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が可決成立した。同法を受け、農林水産大臣を本部長に農林水産物・食品輸出の司令塔組織が設置され、関係省庁の横断的な連携により輸出拡大に取り組む体制が整備された。司令塔組織のもと国外市場の開拓と同時に加工・流通施設の整備等も行われ、生産から輸出までを担う政府主導の輸出体制が整備されることになった。

さらに、19年12月に「農業生産基盤強化プログラム」を決定し、「生産基盤の強化」

という用語を用いて、農業の持続的な発展には輸出拡大が必要であり、その実現には中山間地域や中小・家族経営を含めた生産体制の構築に向けて取り組むことが重要であるという認識に基づく政策パッケージが作成された。

なお、「競争力強化プログラム」に盛り込まれた19年の輸出額1兆円目標は未達となったものの、農林水産物・食品輸出額は9,121億円と第2次安倍政権スタート時の13年から65.7%増加したこともあり、「競争力強化プログラム」の改訂に合わせて30年の目標額5兆円が新たに設定されている。

しかし、農林水産物・食品輸出額の6割にあたる農産物5,878億円のうち、輸入原料も用いて製造されるアルコール飲料やソース混合調味料、菓子などを含む加工食品が5割強を占めており、国内農業の寄与度は輸出額ほどには大きくない。

一方、国が主導した農業の成長産業化に向けた構造改革の過程では、その実施にあたり地域の実情への配慮や農業関係者に対する合意形成が十分ではなかったという側面もあり、地域から国の政策を独自に見直す動きもみられた。

例えば、主要農作物種子法の廃止は都道府県が種子生産に関わる予算を地方交付税から捻出する根拠が失われ種子事業の継続が困難になる点、民間企業への「知見」流出を促進する恐れがある点、都道府県の管理が弱まり種子の安全基準の管理や安定調達に支障が生じる点等が問題視されており、農業者、農業団体、市民団体などの不安に

応え、地域の特性に合わせた独自の項目も加え、条例が制定されている。

また、農地の集積に実績のある農業委員会や農協を加えた体制づくりも、実態に合わせた変更と指摘できる。18年12月の「活力創造プラン」5次改訂は、農地中間管理機構が農地の集積・集約化に向けて地域の特性に応じ、市町村、農業委員会、農協、土地改良区等の多様な組織と一体となって活動する旨が盛り込まれ、企業の新規参入を妨げるとして一旦は後方に退いた「人・農地プラン」が再び見直されることになった。農地の集積・集約化における地域の^(注12)での話し合いを重視した内容を盛り込んで、19年に農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部改正が行われた。

以上のようにTPP・EPAにも対応できるような農業構造の構築に向けて、「担い手」への農地の集積・集約化や、輸出のための「生産基盤の強化」といった農業の産業政策的な側面を強化してきた点が、15年以降の農業政策の大きな動きであったとみることができる。

(注10) 以下、18年の政策動向までは主として植田(2019)をもとに記述。

(注11) 「活力創造プラン」の4次改訂では農業に関する新たな改革項目は含まない。

(注12) ただし、見直しのきっかけとなった財政制度等審議会の資料では、農地利用集積円滑化事業、集落営農事業等を事例に、農地の集積・集約化には多様な方法があると指摘したが、規制改革推進会議の答申や「活力創造プラン」5次改訂には盛り込まれず、むしろ農地利用集積円滑化事業をなくし農地中間管理機構に一本化するなど今までの路線を継承した内容となっている。

(2) 一段と縮小再編が進む農業・農村

新たな基本計画が農業・農村の次世代への継承を重視した背景には、農業の成長産業化を目指す政策が遂行されるなかで、ますます顕在化する日本農業の縮小再編への危機感があったと考えられる^(注13)。20年11月に公開された「2020年農林業センサス結果の概要（概数値）」^(注14)（以下「20年センサス」という）を用いながら、農業・農村の実態について把握したい。

(注13) 安藤 (2018) 3頁

(注14) 農林水産省大臣官房統計部が20年11月27日に公表。

a 農業経営体の動向

20年センサスによると、20年の農業経営体は107万6千経営体であり、05年センサスの200万9千経営体から半減した。また、増減率は、5年前の15年センサス時から21.9%減となり、05年から10年の16.4%減、10年から15年の18.0%減と比較すると、減少ペースは一段と加速している（第1表）。

農業経営体を組織別にみると、個人経営体のみが減少しており、05年から10年の16.8%減、10年から15年の18.5%減、15年から20年の22.6%減少と、減少率が拡大している。13年6月の日本再興戦略では法人経営体を23年までに5万経営体に増やすという目標が立てられ、これまで法人化が進められてきたが、20年の実績は3万1千経営体にとどまっており、その伸び率は10年から15年の25.3%増に対して15年から20年は13.0%と低下している。

経営耕地面積に占める20ha以上の農業経営体の割合は、20年には44.8%となり、15年から7.4ポイント上昇し、経営体数が減少するなかでも水稲作が盛んな地域を中心に農地の集積が進み、規模拡大が進んでいる^(注15)（第3図）。経営耕地面積は都道府県平均2.2ha、北海道は30.6haとなり、経営耕地面積規模別の農業経営体数を確認すると、農業経営体全体が減少するなかでも、都道府県は10ha以上層、北海道は100ha以上層で経営

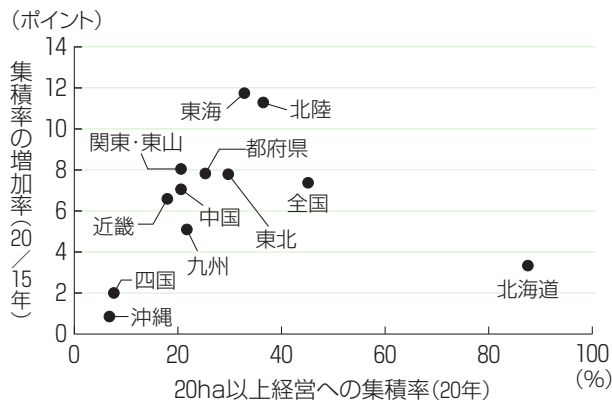
第1表 日本農業の現況

(単位 千経営体、千ha、千人、%)

		農業経営体						経営耕地 面積		基幹的 農業従事者	
		個人 経営体	団体経営体								
			うち法人経営体			農事 組合法人					
				うち 会社法人							
実数	00年	-	-	-	-	-	-	3,734	-	2,400	1,228
	05	2,009	1,976	33	19	11	3	3,693	964	2,241	1,287
	10	1,679	1,644	36	22	13	4	3,632	1,188	2,051	1,253
	15	1,377	1,340	37	27	17	6	3,451	1,293	1,757	1,140
	20	1,076	1,037	38	31	20	7	3,257	1,460	1,361	949
増減率	05/00	-	-	-	-	-	-	△1.1	-	△6.6	4.8
	10/05	△16.4	△16.8	6.6	13.0	18.2	55.1	△1.7	23.2	△8.4	△2.6
	15/10	△18.0	△18.5	4.9	25.3	27.6	53.1	△5.0	8.8	△14.4	△9.1
	20/15	△21.9	△22.6	2.6	13.0	18.1	18.8	△5.6	12.9	△22.5	△16.8

資料 農林水産省「農林業センサス」各年版

第3図 農地の集積状況



資料：農林水産省「農林業センサス」各年版、安藤(2018、2020a)を参考に作成

体数の増加がみられ、両極分解の様相は更に強まっている。

(注15) 農林業センサスから86.9%と最も大規模経営体への集積が進む北海道の伸びは3.3ポイントの上昇にとどまる一方、36.2%の北陸、32.6%の東海ではそれぞれ11ポイントほどの伸びがみられた。また、東北の集積は29.5%で8ポイントの増加となっている。

b 農地の動向

このように水稲作が盛んな地域を中心に中核となる農業経営体が、労働集約的な作業の一部を機械化により代替しながら農地の集積をしているものの、そのような動きには限界があり、農地の減少には歯止めがかかっていない。経営耕地面積は05年の369万haから20年の326万haに15年間で10%以上減少した。また、減少のペースが加速しており、05年から10年は1.7%、10年から15年は5.0%、15年から20年は5.6%の減少となっている。農業経営体の減少とともに、受け手のいない農地が増加するという15年から20年の変化は、安藤(2018)が農業経営体の減少が農地の流動化につながらず経営

耕地面積の減少が生じる動きを、「本格的な縮小再編」と捉えた10年から15年の変化を更に加速させているとみられる。

農地の維持は平場の水稲作と比べると、園芸作物のような労働集約的で作業の多い作目や、中山間地域のような条件不利地で、更に困難になっているとみられる^(注16)。園芸作物の場合には経営規模が小さいことや、品目により収穫が一度に行えないこと、多様な品目があること等から機械化は進まない。農地の集積・集約化が難しいことから離農のタイミングで農地の受け手の確保が困難になっている。また、平地と比べて機械化が難しく、労働力の調達が困難な中山間地域でも集落営農が一度集積した農地を手放すケースが現れている。

一方、新たに農地を手放す農業者が増加するなかで、農地の集積を進めてきた平場の水稲作経営が、農地の選択と集中を進めることで経営の効率化を図る動きもみられ、農地の流動化が必ずしも一部の経営への農地の集積・集約化につながらないという動きもみられる^(注17)。さらに農地の集積を進めてきた大規模経営自体に後継者がいないというケースもみられ、その規模ゆえに、農地の継承を地域で行うことが困難になる可能性も想定される。

(注16) 園芸産地では販売の共同化は進んでいたが、生産面での地域的な取組みが進んでいなかったため、野菜では農業機械の開発を背景に、作業受委託に取り組む産地が増えているとされる。また、果樹作でも一部の産地で作業受委託や園地の利用調整が始まっているとされる。しかしながら、それでも労働力不足は深刻な問題であるとされる(徳田(2020) 70~71頁)。

(注17) 筆者による19年の秋田県北部の聞き取り調

査では、100ha以上を集積する水稲作経営が、分散していた非効率な農地の賃借をやめて、農地の選択と集中を進める動きを確認している。また、同地については、一部の経営への農地の集積が進んでいるものの、「担い手」でありながら後継者のいない経営もあり、今後、このような経営の農地を誰が受け継いでいくのかについても課題とされていた。

c 農業労働力

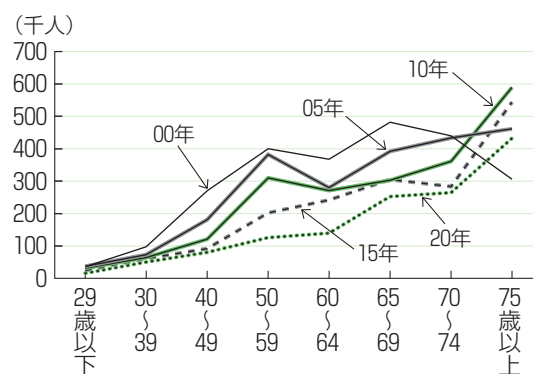
農業労働力の減少もとまらない。自営農業に主として従事した世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している農業者である基幹的農業従事者の数は、15年から20年で22.5%減少した。これは、05年から10年の8.4%、10年から15年の14.4%を大幅に上回る減少幅である。数の上では大部分を占める高齢な農家がリタイアするなかで、新たな人材の確保ができていないことが、大幅な減少につながっているとみられる（第4図）。

前掲第1図で確認したように、49歳以下の新規就農者の増加を20年の基本計画は成果としていたが、実際には15年の2万3千人を頂点に減少傾向にある。このように

「活力創造プラン」で示された新規就農し定着する若者を倍増させるという試みも十分な成果を挙げているとは言えない状況にある（第2表）。

また、総農家、販売農家、自給的農家の動向も確認したい（第3表）。総農家（経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯、または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯）の戸数は、00年の312万戸から20年には174万7千戸と半減し、その減少率も拡大傾向にある。総農家のうち販売農家（経営耕地面積30a以上、または農産物販売金額が50万円以

第4図 年齢別基幹的農業従事者数の推移



資料 農林水産省「農林業センサス」各年版

第2表 新規就農者数の動向

(単位 人)

	新規就農者							
		うち 49歳以下	新規自営農業 就農者		新規雇用 就農者		新規参入者	
			うち 49歳以下		うち 49歳以下		うち 49歳以下	
10年	54,570	17,970	44,800	10,910	8,040	6,120	1,730	940
11	58,120	18,600	47,100	10,460	8,920	6,960	2,100	1,180
12	56,480	19,280	44,980	10,540	8,490	6,570	3,010	2,170
13	50,810	17,940	40,370	10,090	7,540	5,800	2,900	2,050
14	57,650	21,860	46,340	13,240	7,650	5,960	3,660	2,650
15	65,030	23,030	51,020	12,530	10,430	7,980	3,570	2,520
16	60,150	22,050	46,040	11,410	10,680	8,170	3,440	2,470
17	55,670	20,760	41,520	10,090	10,520	7,960	3,640	2,710
18	55,810	19,290	42,750	9,870	9,820	7,060	3,240	2,360

資料 農林水産省「新規就農者調査」各年版

第3表 農家世帯数の推移

(単位 千戸)

		総農家			土地持ち 非農家
		販売農家	自給的農家		
実数	00年	3,120	2,337	783	1,097
	05	2,848	1,963	885	1,201
	10	2,528	1,631	897	1,374
	15	2,155	1,330	825	1,414
	20	1,747	1,028	720	-
増減率	05/00	△8.7	△16.0	13.0	9.5
	10/05	△11.2	△16.9	1.4	14.4
	15/10	△14.7	△18.5	△7.9	2.9
	20/15	△18.9	△22.7	△12.7	-

資料 第1表に同じ

上)も、00年の233万7千戸から20年には102万8千戸と4割に減少した。00年から増加を続け、15年センサスで減少に転じた自給的農家は、15年の82万5千戸から20年には72万戸となり、減少幅を拡大している。このような自給的農家の多くが高齢農家であるとみられ、土地持ち非農家への転換や寿命により、農地を手放すことで減少が進んでいるとみられる。

しかしながら、機械化の進む水稲作でも水回りの管理や草刈作業は、依然として労働集約的である。これらに従事してきた土地持ち非農家や、季節的に農業に従事するパートタイム労働者の高齢化や離農がこれ以上進むと、担い手のような経営であっても農地を維持していくことが困難になることも考えられる。

このような変化を裏付けているとみられるのが、都市との連携による地域資源の保全の取組みである。農業集落のうち都市住民と連携して農業用排水路、ため池・湖沼、

河川・水路、農地、森林の保全に取り組む集落は、政策的な誘導もあり大幅に増加しつつある(第4表)。同様に、NPO・学校・企業と連携して保全活動を実施している割合も増加している。このような外部の力を借りながら、農業集落を維持していこうとする動きは、半面では農業集落が自立して存続していくことの難しさを示唆しているとみられる。

以上のように、20年の農林業センサス等を用いながら、近年の農業構造の変化を確認してきた。15年の農林業センサスで指摘されていた本格的な縮小再編の傾向が継続し、更に加速化していることがわかる。農業経営体の減少とともに農地の減少も加速している。基本計画が成果と挙げるほどには、農業労働力の再生産も進んでおらず、地域の問題を集落内で解決することが難しくなっているとみられるケースも現れつつある。20年の基本計画は農林業センサスからも確認できる縮小再編を背景に、従来のような産業政策的な農業政策から、次世代への継承に重点を置いた政策にその比重を

第4表 地域資源の保全に向けた連携の動き

(単位 %)

	地域資源を農業集落で保全している						地域資源を農業集落で保全していない	
	15年	20	うち 都市住民と 連携		NPO・学校・ 企業と連携		15	20
			15	20	15	20		
農業用排水路	78.4	81.1	1.9	8.2	0.7	1.4	21.6	18.9
ため池・湖沼	60.8	64.5	1.4	5.8	0.3	1.1	39.2	35.5
河川・水路	52.7	60.4	1.5	7.6	0.7	1.3	47.3	39.6
農地	46.1	52.6	1.0	4.9	0.9	2.1	53.9	47.4
森林	22.8	27.4	0.5	2.1	0.3	0.8	77.2	72.6

資料 第1表に同じ

(注) 1 地域資源のある集落のうちの割合。

2 都市住民とNPO・学校・企業には重複を含むとみられる。

移していく方針を示すことになったと考えられる。

3 次世代への農業・農村の継承に向けた食料・農業・農村基本計画の取組みと課題

15年の基本計画は産業政策と地域政策を両輪に農業政策を進めるとしていたものの、実際には農業の成長産業化や、FTA・TPPにも対応できるような農業の競争力の強化を目的とした産業政策に重点が置かれていた。また、このような産業政策的な農業政策が進められるなかで、農地・農業者の減少は一層深刻化している。そして、中山間地域のような条件不利地ではこれまでのようにコミュニティを維持していくことが困難な事例も増えつつあるとみられる。このような危機感のもとで、次の世代に農業・農村を継承していくことを念頭に置いて作成されたのが20年の基本計画であったと言える。

そこで、基本計画の施策の方向性を明らかにするために、農業構造の展望を基本計画がどのように想定しているのかを確認し、続いて課題をどのように克服していくのかを基本計画に記載のある農業・農村施策から確認したい。

(1) 新たな食料・農業・農村基本計画における日本農業の展望

まず、20年の基本計画の「令和12年度に

おける食料消費の見通し及び生産努力目標」(以下「生産努力目標」という)に、基本計画と同時に作成される「農地の見通しと確保」「農業構造の展望」を加え、新たな基本計画がどのような農業構造を展望しているかを確認したい。

a 農業生産の展望

「生産努力目標」によると、具体例がある米、小麦、大麦・はだか麦、大豆、そば、かんしょ、ばれいしょ、なたね、野菜、果実、砂糖、茶、畜産物(生乳・牛肉・豚肉・鶏肉・鶏卵)、飼料作物のうち米を除く全ての品目で、30年度には18年度実績を上回る生産が行われることを目指している(第5表)。一方、30年度にはかんしょ、なたね、生乳・牛肉・鶏肉、飼料作物を除く品目で消費が減少すると見込んでいる。国内消費が減少するなかで、国内生産を増やすことで、熱量ベースの総合食料自給率の引上げも想定している。

農地面積は18年の442万haから30年414万haと28万ha減少するが、延べ作付面積は耕地利用率を92%から104%に引き上げることで、404.8万haから431万haと26.2万haの増加を見込んでいる。

ただし、「農地の見通しと確保」によると、すう勢で30年の農地面積は392万haであり、414万haの農地面積を確保するためには、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度の拡充、農地中間管理事業の推進による効果が上がり、一定程度の荒廃農地を抑える必要がある。

第5表 主な食料生産の推移と新基本計画における生産努力目標

(単位 万トン、%)

		生産量および生産努力量						消費量および消費の見通し					
		米	小麦	大豆	野菜	果実	牛肉	米	小麦	大豆	野菜	果実	牛肉
実数	00年度	949	69	24	1,370	385	52	979	631	496	1,683	869	155
	05	900	88	23	1,249	370	50	919	623	435	1,560	829	115
	10	855	57	22	1,173	296	51	902	638	364	1,451	772	122
	15	843	100	24	1,186	297	48	860	658	338	1,478	726	119
	16	855	79	24	1,160	292	46	864	662	342	1,447	715	123
	17	832	91	25	1,171	279	47	862	658	357	1,465	709	129
	18	821	76	21	1,131	283	48	799	651	356	1,461	743	128
	19	815	104	22	1,166	270	47	828	632	367	1,468	710	133
	※30	806	108	34	1,302	308	57	714	579	336	1,431	707	131
増減率	05/00	△5.2	27.2	△4.3	△8.8	△3.7	△4.6	△6.2	△1.3	△12.3	△7.3	△4.6	△26.3
	10/05	△4.9	△34.7	△0.9	△6.1	△20.1	3.0	△1.8	2.5	△16.4	△7.0	△6.9	6.4
	15/10	△1.5	75.8	9.0	1.1	0.3	△7.2	△4.6	3.1	△7.2	1.9	△5.9	△2.7
	※30/18	△1.8	42.1	61.9	15.1	8.8	18.8	△10.6	△11.1	△5.6	△2.1	△4.8	2.3

資料 農林水産省「食料・農業・農村基本計画(2020年)」 「食料需給表」各年版

(注) ※30年の数値は生産努力量および消費の見通し。

個別に主な品目の生産努力目標を確認すると、米が18年度の821万トンから30年度の806万トンに減少する一方で、小麦は76万トンから108万トン、大豆は21万トンから34万トンへの増産が見込まれている。自給率の低い小麦や大豆は、今後、耐病性・加工適性に優れた新品種を開発し、スマート農業などの生産性向上の取組みも活用しながら、品質向上と安定供給を目指すとしている。

また、野菜は国内で需要の高まる加工・業務用向けの生産を拡大することで、18年度の1,131万トンから30年度には1,302万トンへの増産を見込んでいる。その達成に向けて水田を活用した新産地の形成や、安定供給を目的に複数の産地が連携した農業法人・川下企業・農協関連法人の育成を進めるとしている。また、省力化・規模拡大につながる機械化一貫体系の導入による生産性の向上も想定している。

果実は18年度の283万トンから30年度308

万トンへの増産を見込んでいる。労働集約的な作業が多いため、省力樹形や機械作業体系の導入により労働生産性を高めるとともに、野菜と同様に水田を活用しながら新産地の形成を目指すとしている。供給先は海外を想定しており、規制・ニーズに対応した生産・出荷体制の構築を克服すべき課題としている。

果実同様に畜産物のうち牛肉も、輸出促進による生産拡大を想定しており、中小・家族経営も含めた生産性の向上により、枝肉換算で18年度の48万トンから30年度の57万トンへの増産を見込んでいる。また、餌となる飼料作物の生産を、草地改良や優良品種の普及による単収向上や条件不利地の水田での放牧により18年度の350万トンから30年度は519万トンに引き上げ、同時に自給率を80.5%から100%にする。

このように「生産努力目標」からは、新たな品種の開発や機械化・省力化を推進しながら、水田での米生産から野菜・果実や

小麦・大豆、飼料用作物生産に切替えを図り、一部の品目は輸出産業としての側面を強めていくという日本農業の構造再編を展望していることがわかる。

また、国内市場が縮小するなかで、持続的に国内農業を発展させていくためには、生産基盤を強化し、農業の国際競争力を高めながら、海外で高まる需要を捉え輸出を拡大する必要があるとした19年12月の「農業生産基盤強化プログラム」の内容とも合致しているとみられる。

一方、「生産努力目標」には、農地が減少するなかで、どのくらいの単収のどのような作物をどのくらいの面積、どこに作付けしていくのかについての具体的な説明はない^(注18)。また、小麦や大豆のように将来的に開発される新品種が単収を高めるものと想定している作目や、野菜・果実のように十分に技術が確立しているとは言えない省力化・機械化を前提にしている作目もあり、実現可能性を判断することが難しい。さらに、水田の畑地・樹園地への切替えや、条件不利地の水田の牧草地への切替えは、地域の農業構造を大きく変えることになるため、地域での合意形成も重要になるだろう。

(注18) 同様の指摘は、安藤(2020a) 7～8頁、服部(2020) 28頁。

b 農業経営体・農業労働力の展望

次に「生産努力目標」で確認した展望を担う農業経営体を、新たな基本計画がどのように位置づけているのかを確認したい。

まず、20年の「農業構造の展望」は、認定農業者、認定新規就農者、将来法人化し

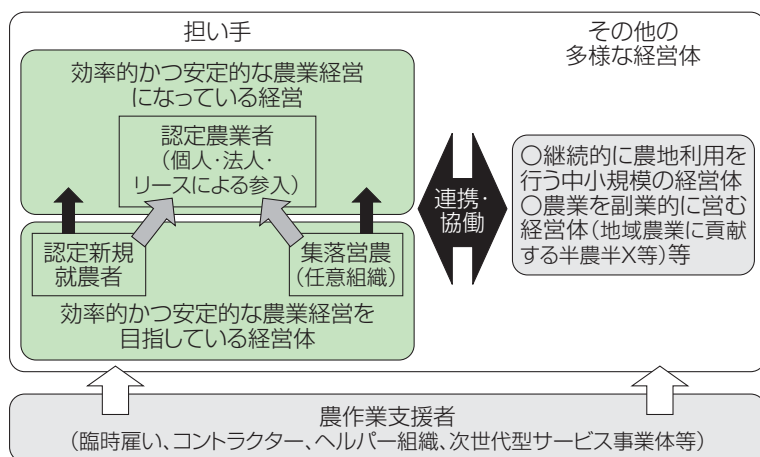
て認定農業者になることが見込まれる集落営農などの効率的かつ安定的な経営体、もしくはそれを目指す経営体を「担い手」とし、この「担い手」が全農地面積の8割を利用する構造の確立を目指すとしている。

しかし、15年の基本計画に際して作成された「農業構造の展望」が主に「担い手」の役割を重視していたのに対して、新たな「農業構造の展望」は、中山間地域等の地理的条件や、生産品目の特性などの地域の実情に応じて「担い手」への集積を進めること、中小規模の経営体も担い手とともに地域を支えている実態を踏まえ、営農の継続が図られるように配慮すること、そして多様な経営を支える農作業支援者の役割に留意することが重要であるとしている。このように、「担い手」だけで農業構造の展望を捉えているわけではないという姿勢を鮮明にした点が、20年の「農業構造の展望」の変更点であったと言える(第5図)。

一方、8割の農地を「担い手」が集積するという点では、実質的に何も変化がなく、農業経営体の減少とともに農地の減少が進む現状を踏まえて、新たな位置づけを与えているわけではないようである。

「農業構造の展望」が試算する農業就業者(基幹的農業従事者、雇用者〔常雇い〕および役員等〔年間150日以上農業に従事〕)は、30年には「担い手」が8割の農地を集積したと仮定した場合、米・麦・イモ類等の生産を1人10ha程度行う「担い手」の農業就業者が約23万人、野菜・果樹・花きの生産を担う農業就業者が約49万人、畜産が約14

第5図 地域を支える農業経営体



資料 農林水産省「農業構造の展望」

万人と見込んでいる。このほかに「担い手」以外で継続的に農地利用を行う農業就業者などが54万人いると想定して、農業就業者が計140万人になると見込んでいる。

また、以上のような農業就業構造を実現するためには、農業就業者の減少が下げ止まり、農業内外から青年層の新規就農が継続して行われる必要があると「農業構造の展望」は述べる。見通しでは、15年の208万人から30年の140万人まで農業就業者は減少するものの、同期間に49歳以下の就農者が35万人から37万人まで増加することで農業構造は維持され则认为している（第6図）。

一方、国内の若年者人口が全体として大幅に減るなかで、若者の就農を継続的に実現していくことは簡単ではないだろう。20年の基本計画は入国制限のない多様な国からの農業労働力の受入れにも言及し、今後も外国人労働力を活用していく方針を示している。しかし、同様に人手不足が生じている東アジアの周辺国と比較して、いまや

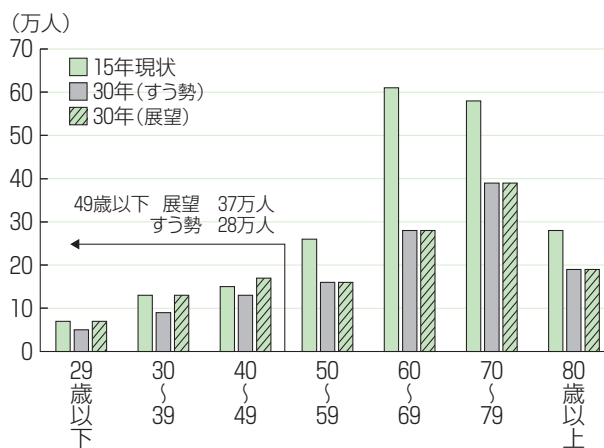
日本の待遇は恵まれているわけではないとされているため、募集範囲の拡大は容易ではないだろう。

また、スマート農業等の省力化技術の導入が、農業労働力を代替する可能性もあるが、現状では技術的な課題やコスト面での課題を解決したわけではないため、大幅な農業就業者の減少のなかで本当に「生産努力目標」が提示す

るような農業構造への転換を図ることができののかについては、個々の作目や地域の実情を踏まえて慎重に検討していく必要があるように思われる。

以上のように、新たな基本計画の方針は、確かに中山間地域の農業経営や中小・家族経営への配慮はあるが、あくまでも前回の基本計画と同様に「担い手」が農地の8割を集積する方針には変わりがない。「担い手」に集積されることなく農業経営体の減

第6図 農業労働力の現状および見通し



資料 第1図に同じ

少を伴って農地が減少するという実態を踏まえば、より積極的に中小・家族経営などを農業の担い手として位置づけてもよかったのではないかと考えられる。

(2) 食料・農業・農村基本法と新たな基本計画

a 食料・農業・農村基本法と新たな基本計画との関係

本稿の冒頭で確認したように、「食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針」は、少子高齢化・人口減少のなかで、農業就業者数や農地面積が減少し、経営資源や農業技術が継承されないことで一層の生産基盤のぜい弱化が進んできたことを課題に挙げ、農業・農村の持続性を高め、食と環境を次世代に継承するために、「経営規模の大小や中山間地域といった条件にかかわらず、成長産業化の土台となる生産基盤を強化していく^(注19)」として、幅広い農業経営を対象に含めて、ぜい弱化する生産基盤を立て直していくとしている。

一方、新たな基本計画の示す「農業構造の展望」で確認したように、生産基盤を強化し、次世代に農業を継承していく主体として想定されているのは、やはり一部の「担い手」であり、多様な農業経営の存在は今後の農業構造の変化のなかで、必ずしも新たな位置づけを与えられているわけではない。

新たな基本計画の展望する農業構造の実現には、生産基盤のぜい弱化を踏まえて、多様な農業経営である中小・家族経営や中

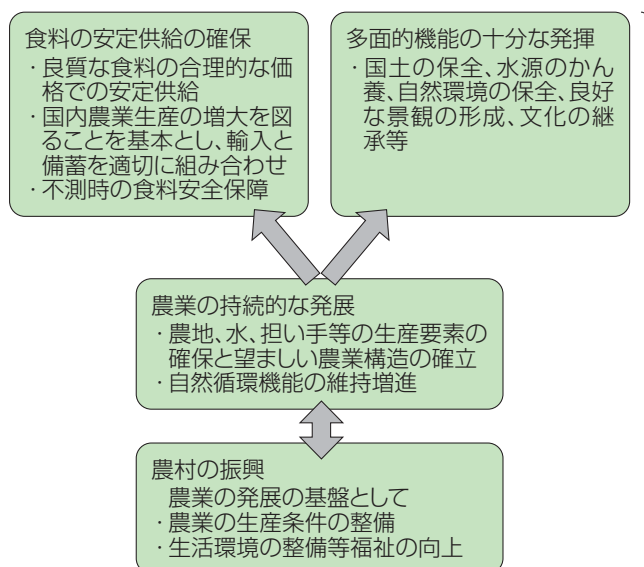
山間地域の経営も含めて積極的な位置づけを与えていくことの必要性が認識されているにもかかわらず、その内容が十分に展望に反映されているわけではない。

このように課題認識をもちながら基本計画が十分な対応をとることができていない理由としては、基本計画が食料・農業・農村基本法（以下「基本法」という）を根拠法に作成されているため、基本法の枠組みや理念が食料・農業・農村の社会経済的な変化への対応を難しくしている可能性、もしくは基本法の枠組みや理念そのものではなく、やはり基本計画が変化を十分に捉えることができていない可能性が挙げられる。そこで今一度、基本計画の作成の根拠法でもある基本法に立ち戻りたい。

基本法は、主として食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興を国民の理解を求めながら遂行することを目的にしている。その構造は、農林水産省のWebページでも確認できるように、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮を、農業の持続的な発展と農村の振興で支えるというものである（第7図）。このような枠組みをとるのは、同法がWTO体制のもとで、食料の安定供給と多面的機能の発揮を目指すとする枠組みで農業に対する直接支払制度への転換を模索したものであったこととも関係している。

基本法では、「望ましい農業構造の確立」として第21条で「効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するた

第7図 食料・農業・農村基本法



資料 農林水産省Webページ

め」、基本計画に基づいて必要な施策を講じていくとしており、この点から基本計画の「担い手」を絞り込んだ将来展望は、基本法にのっとったものであると言える。

一方、基本法の第5条には、「農村については、農業者を含めた地域住民の生活の場で農業が営まれていることにより、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしていることにかんがみ、農業の有する食料その他の農産物の供給の機能及び多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、農業の生産条件の整備及び生活環境の整備その他の福祉の向上により、その振興が図られなければならない」とあり、多様な主体から構成される農村を、農業の持続的な発展の基盤と位置づけている。

以上のように基本法は、「担い手」を中心とした農業構造を望ましいとすると同時に、農業の持続的な発展の基盤に、多様な主体

からなる農村を位置づけている。このように考えると、基本法は必ずしも「担い手」だけを農業のあるべき姿を体現する主体として捉えているわけではないと言えるかもしれない。

一方、近年の基本計画では多様な主体から構成される農村が農業を支えるという基本法の枠組みの比重が小さくなりつつある。05年の基本計画では、農業を産業とする政策と、農村地域の振興・保全を目的とした政策が十分に整理されずに実施されてきたとして、両者を整理する政策体系の構築が目指された。その後、

07年に農地・水・環境保全向上対策が導入されると、農村の振興は、いわゆる「車の両輪」のうち地域政策に分類され、多面的機能の維持を中心とした地域資源の維持管理に傾斜していくことになる。さらに、15年の基本計画では、「担い手」が中心となった農業の成長産業化に向けた構造改革（産業政策）を「後押し」する役割に、地域政策（注20）を押しとどめることになった。

以上のように、基本法は多様な主体を含んだ農村が農業の基盤であるという枠組みを提示していたが、次第に農村の振興は「車の両輪」のなかで多面的機能の維持に減ぜられ、農業の成長産業化が強調されるなかで、「担い手」を中心とした産業政策に従属する位置づけを与えられていくことになったとみることができる。

したがって、20年の基本計画の「食料、農業及び農村に関する施策についての基本

的な方針」で確認したような中小・家族経営も含めた生産基盤の強化や、幅広い関係者と連携した「地域政策の総合化」による農村の次世代への継承にみられる地域政策を重視する姿勢は、「車の両輪」という枠組みを15年の基本計画から引き継ぎつつも、生産基盤の弱体化という課題に直面するなかで基本法に立ち返って多様な主体から構成される農村を、これまでの主として多面的機能の発揮に傾斜している地域政策から解き放ち、農業の基盤として再び見直していく軌道修正の側面があったのではないかと考えられる。

(注19)「食料・農業・農村基本計画(2020年)」3頁

(注20)小田切(2020a)108~109頁。なお、小田切(2020a)は、15年の基本計画では、農業の基盤としての農村政策が産業政策の「補助輪化」したと称している。

b 新たな基本計画と農業・農村の次世代への継承

基本法との関係を踏まえると、新たな基本計画が、産業政策である生産基盤の強化に、中小・家族経営や中山間地域の農業経営も含んだことは、「担い手」に対象を絞った15年の基本計画の大きな軌道修正と捉えることもできるかもしれない。

しかし、生産基盤の強化の対象として、積極的に位置づけられた印象のある中山間地域の農業経営や中小・家族経営も、基本計画全体を俯瞰すると、その経営の継続を配慮する対象や「担い手」の「下支え」の対象という位置づけにすぎず、必ずしも生産基盤の強化における中核的な役割が期待

されているわけではない。^(注21)

例えば、中小・家族経営など多様な経営体が産地単位で連携・協働し、統一的な販売戦略や共同販売を通じて持続的に農業生産を行っている事実を捉え、基本計画は地域社会の維持の面でこれらの経営体が「担い手」とともに果たす役割を評価し、営農の継続が図られる必要があるとしている。^(注22)

しかし、中小・家族経営は積極的に位置づけられておらず、あくまでもドローン等を使った作業代行や、シェアリングなどの代行サービスとともに、「担い手」の経営を支える選択肢の1つとして把握されている。

また、農地の集積・集約化でも「担い手」を農地集積・集約化の中心に位置づけたうえで、中小・家族経営など地域の多様な経営体は、「担い手」が農業生産を維持するうえで協力関係が構築されるように「配慮」する対象としての位置づけにとどめている。

さらに、中山間地域の農業経営も積極的な位置づけが与えられているわけではない。基本計画には、継続が困難な集落営農は「人・農地プラン」を活用して、地域を超えた連携や異業種との連携・統合・再編などで立て直していく方針が示されている。しかし、このような動きは、目新しいものではない。縮小再編が特に深刻な中山間地域のような条件不利地では問題を先送りするだけで、抜本的な解決策とはならないだろう。

加えて、中山間地域の農地の維持を目的とした放牧も、基本計画では生産基盤の強化と捉えられているが、中山間地域の農業

経営を主体的に位置づけられているかについては疑問が残る。確かに、中山間地域の放牧は、農地の維持に加えて、輸出拡大を狙う牛肉生産を支えるという形で成長産業化に組み込む手段になりうる。

一方、放牧のような粗放的な農地利用が、離農を促進することで農地の荒廃を更に進めてしまう可能性もある。また、放牧までのプロセスについては、地域の話合いが前提とされているが、放牧を行う主体については説明がない。むしろ、農業政策の中山間地域からの撤退を意味しているのではないかと^(注24)する指摘もある。

農林業センサスが示すように、農業経営体の急減による受け手のない耕地の増加が経営耕地面積の減少につながっていることを踏まえると、今後、中小・家族経営や中山間地域の農業経営による農地の保全といった役割がますます重要になることは間違いない。国はスマート農業も推進しているが、技術普及を前に農地の減少は更に進むとみられる。次世代への農業・農村の継承が新たな基本計画の大きな方向性であるのであれば、政策のなかに中小・家族経営や中山間地域の農業経営を積極的に位置づけていくことも必要だったのではないかと考えられる。

前述のように、新たな基本計画には、地域政策として、①農業の活性化や農村の多様な地域資源と他分野との組合せによる所得と雇用機会の確保、②中山間地域等をはじめとした農村に人が住み続けるための条件の整備、③農村を広域的に支える新たな

活力の創出の3つを柱に「地域政策の総合化」を進める方針を示している。

農地の保全を集落で完結することが困難になるなかで、「半農半X」、デュアルライフ（二地域居住）のような本格的な営農に携わらない人々も含め、これまでの枠組みに捉われない多様な人々が農村を支える仕組みづくりが重要になる。実際に、荒廃農地の発生防止や解消に向けて、多面的機能支払制度では19年から活動範囲の広域化に対する加算や農業者以外が活動に参加した場合の追加支援が行われることになっている。^(注25)新たな基本計画による地域政策の枠組みは、農地を保全していくための仕組みとしては不十分ではあるものの、外部の人材を巻き込みながら農業の基盤である農村を維持していくような取組みが今後ますます重要になるだろう。

また、新たな基本計画には、SDGs（「持続可能な開発目標」）の考え方も取り入れられ、環境と調和した持続可能な農業を推進していく方針も示されている。農業のもつ自然循環機能の維持増進を図りつつ、持続的な生産活動と環境への負荷の低減を目的とした環境保全型農業である有機農業に関する記述も復活している。^(注26)これまでの基本計画では、多面的機能の発揮と農村の振興を、持続的な農業の発展と切り離しており、農業を持続的に発展させる担い手にこれらの農業経営を積極的に位置づけてこなかったが、このような経営も含め、幅広く次世代への農業・農村を継承する担い手として^(注27)捉え直すことも必要であるかもしれない。

以上のように、本当の意味での生産基盤の強化を目指すのであれば、食料の安定供給の確保と多面的機能の発揮を、農業の持続的な発展と農村の振興で支えるという基本法の枠組みに立ち戻り、中小・家族経営や中山間地域の農業経営といった多様な農村を支える主体を位置づけ直す必要があるのではないかと考えられる。

(注21) 安藤 (2020b) 108頁

(注22) 「食料・農業・農村基本計画 (2020年)」 39頁

(注23) ただし、山下 (2020) 7頁は規模の大きさなどによって対象を絞った政策が行われなくなる可能性があるとして、異なる理解をしている。

(注24) 安藤 (2020c) 4頁。「農地保全からの撤退」を政策課題に取り上げる観点から放牧などの項目を入れたのではないかとしている。

(注25) 農林水産省「高めよう地域協働の力！多面的機能支払交付金 令和元年度改正のポイント」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/attach/pdf/r1_point.pdf (2020年12月15日時点)

(注26) 鈴木 (2020) 5頁

(注27) 田代 (2020) 9～10頁、安藤 (2020b) 113頁

おわりに ——ポストコロナの農業政策——

コロナ禍という基本計画が想定しない事態に直面したことで、基本法の基本理念の1つでもある国内農業生産の増大による食料の安定供給に再び注目が集まっている。小麦の主要輸出国の一部が輸出制限措置を取り、食料供給に混乱が生じたこともあり、国による食料の安定供給に向けた政策の見直し^(注28)が検討されている。

20年7月に閣議決定された「骨太方針2020」には国内生産基盤の維持・強化、食料自給率・食料自給力の向上、食料備蓄や

輸入の安定化による総合的な食料安全保障体制を確立していく方針が掲げられた。新たに条件不利地とされる中山間地域も含めて国内の生産基盤を強化し、加工食品や外食・中食向け原料の国産への切替えや国産麦・大豆の増産などを進める方針が示された。9月末に農林水産省が提出した21年度予算概算要求にも、これらを反映した予算項目が設けられた。

20年の基本計画では、食料の潜在的な生産力である食料自給力を算出する際に、高齢化や人口減少に伴って一段と確保が困難となりつつある農業労働力の実態や省力化技術の導入状況を踏まえ、農地に加えてこれらに考慮した食料自給力を策定することになったが、あわせてコロナ禍のような突発的な事態を踏まえ平時から食料を安定的に供給できる体制づくりも模索することになったとみられる。

一方、食料の安定供給には、越えなくてはならない高いハードルがある。食品加工業界や飲食業界が用いてきた麦・大豆のような土地利用型の作物を、条件不利地も含めて輸入品並みの価格と高い品質を保ちながら国産品で代替するのは、高価格帯の農産物の輸出促進以上に困難が予想される。

農地保全に対する直接支払を新設するなど新たな選択肢も必要になる可能性があるが、日本の場合には農地の保全に対する直接支払の財源がないため、その実現は難しい^(注29)とみられる。

次期の基本計画では、コロナ禍を踏まえ突発的に生じるさまざまなリスクを加味し

ながら、多様な農業経営が中心となり、生産現場への負担を最小化し、あわせて多面的機能の発揮も重視しながら農業を持続的に発展していくことが求められているようにみえてならない。

(注28) 以下、植田(2020b)をもとに記述。

(注29) 安藤(2020a) 5～6頁

<参考文献>

- ・安藤光義(2018)「本格的な縮小再編に突入した日本農業」『日本の農業—あすへの歩み—第250・251集 縮小再編過程の日本農業—2015年農業センサスと実態分析—』農政調査委員会
- ・安藤光義(2020a)「食料・農業・農村基本計画の批判的検討(2)」『週刊農林』第2416号
- ・安藤光義(2020b)「食料・農業・農村基本計画を検証する」『農業・農協問題研究』第72号
- ・安藤光義(2020c)「『食料・農業・農村基本計画』の批判的検討」『経済』第302号
- ・植田展大(2019)「近年の競争力強化を目的とした農業政策について(特集 日本農業の現在地を把握する)」『生活協同組合研究』第521号
- ・植田展大(2020a)「新たな基本計画と農業労働力」『農中総研 調査と情報』web誌、5月号
- ・植田展大(2020b)「コロナ禍で見直しが検討される国内生産による食料の安定供給」『農中総研 調査と情報』web誌、9月号
- ・植田展大(2020c)「輸出額目標5兆円に向けて走

り出した新政権の農林水産政策とその課題」『農中総研 調査と情報』web誌、11月号

- ・小田切徳美(2020a)「農村政策の空洞化—その構図と展望—」『農業と経済』第86巻第2号
- ・小田切徳美(2020b)「新基本計画の諸論点(5) 農村政策は蘇るか」『文化連情報』第511号
- ・小林信一(2020)「農地の畜産的利用の促進を—農地の直接支払制度の全面展開—」『農業と経済』第86巻第2号
- ・佐野良晃(2020)「食料・農業・農村基本計画と国会論議—新たな食料自給率目標の創設と食料自給力指標の改良—(特集 第201回国会の論議の焦点(1))」『立法と調査』第425号
- ・鈴木宣弘(2020)「『望ましい農業構造の姿』の変遷(1)」『週刊農林』第2415号
- ・田代洋一(2020)「食料・農業・農村基本法の軌跡—誕生・遺棄・再建—」『農業と経済』第86巻第2号
- ・徳田博美(2020)「構造変革がはじまった園芸農業」『農業と経済』第86巻第2号
- ・服部信司(2020)「根拠の不明確な自給率四五%目標—中心は牧草など飼料作物の拡大—」『農村と都市をむすぶ』第70巻第6号
- ・山下一仁(2020)「食料・農業・農村基本法20年とJA・営農団地構想の勝利(1)」『週刊農林』第2414号

(うえだ のぶひろ)

発刊のお知らせ

農林漁業金融統計2020

A4判 188頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153
発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2020年12月

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(56)
9. 金融機関別預貯金残高	(57)
10. 金融機関別貸出金残高	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年 月 日	預 金	発行債券	そ の 他	現 金 預 け 金	有価証券	貸 出 金	そ の 他	貸借共通 合 計
2015 . 10	54,536,406	3,342,266	35,042,809	11,567,755	58,583,961	17,746,573	5,023,192	92,921,481
2016 . 10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
2017 . 10	65,120,611	2,044,802	39,305,152	25,223,162	57,362,651	10,571,423	13,313,329	106,470,565
2018 . 10	66,608,446	1,472,401	33,112,315	25,078,411	52,214,512	12,995,275	10,904,964	101,193,162
2019 . 10	64,861,184	978,048	34,089,854	21,563,856	53,484,338	17,759,626	7,121,266	99,929,086
2020 . 5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762
6	66,119,194	679,680	35,724,801	20,131,725	54,739,090	18,178,601	9,474,259	102,523,675
7	65,057,441	642,687	33,399,548	19,036,661	48,201,969	18,533,255	13,327,791	99,099,676
8	64,736,441	605,609	34,329,201	19,491,119	48,698,768	18,904,699	12,576,665	99,671,251
9	65,013,612	534,521	36,848,052	19,054,985	50,476,935	19,260,623	13,603,642	102,396,185
10	64,982,822	497,508	34,137,795	18,801,293	48,179,415	20,002,208	12,635,209	99,618,125

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農 業 団 体	54,002,458	-	3,396,047	224	2,682	-	57,401,411
水 産 団 体	1,860,175	347	139,409	1	68	-	2,000,000
森 林 団 体	1,989	-	5,328	19	211	-	7,547
そ の 他 会 員	1,399	-	23,759	8	-	-	25,166
会 員 計	55,866,020	347	3,564,542	252	2,962	-	59,434,123
会 員 以 外 の 者 計	565,529	12,606	623,491	86,003	4,258,206	2,864	5,548,700
合 計	56,431,550	12,953	4,188,033	86,255	4,261,168	2,864	64,982,823

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 393,350百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年10月末現在

(単位 百万円)

団 体 別		証 書 貸 付	手 形 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計
系 統 団 体 等	農 業 団 体	2,137,528	13,018	99,401	-	2,249,947
	開 拓 団 体	-	-	-	-	-
	水 産 団 体	56,463	4,906	10,350	-	71,719
	森 林 団 体	1,926	1,325	2,962	1	6,215
	そ の 他 会 員	1,000	510	20	-	1,530
	会 員 小 計	2,196,917	19,759	112,734	1	2,329,412
	その他系統団体等小計	145,184	10,307	54,028	-	209,519
	計	2,342,101	30,066	166,762	1	2,538,931
関 連 産 業		5,073,537	47,547	835,252	1,624	5,957,960
そ の 他		10,765,732	8,714	730,871	-	11,505,317
合 計		18,181,370	86,327	1,732,885	1,625	20,002,208

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年 月 末	預 金			譲 渡 性 預 金	発 行 債 券
	当 座 性	定 期 性	計		
2020. 5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471
6	9,591,397	56,527,797	66,119,194	22,980	679,680
7	8,670,223	56,387,218	65,057,441	-	642,687
8	8,426,113	56,310,328	64,736,441	22,980	605,609
9	8,523,759	56,489,853	65,013,612	22,980	534,521
10	8,550,349	56,432,473	64,982,822	-	497,508
2019. 10	7,205,551	57,655,633	64,861,184	-	978,048

(借 方)

年 月 末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買 入 手 形	手 形 貸 付
			計	う ち 国 債			
2020. 5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510
6	29,580	20,102,144	54,739,090	12,124,633	7	-	181,647
7	28,064	19,008,597	48,201,969	11,902,699	-	-	198,846
8	69,592	19,421,527	48,698,768	12,184,506	1,025	-	189,216
9	40,421	19,014,563	50,476,935	11,774,698	-	-	79,817
10	54,186	18,747,107	48,179,415	11,827,604	503	-	86,327
2019. 10	30,874	21,532,981	53,484,338	10,691,667	5,651	-	168,889

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年 月 末	貸		方		
	貯 金		譲 渡 性 貯 金	借 入 金	出 資 金
	計	う ち 定 期 性			
2020. 5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504
6	68,309,973	66,762,685	886,236	2,244,626	2,284,984
7	68,286,666	66,835,632	963,745	2,202,126	2,333,028
8	68,747,646	67,061,469	969,204	2,202,127	2,334,127
9	68,371,843	66,999,793	860,771	2,231,376	2,336,957
10	68,693,664	67,531,257	918,088	2,233,369	2,336,957
2019. 10	67,567,984	66,358,788	1,237,080	2,288,479	2,114,072

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年 月 末	貸			方	
	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2020. 4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346
5	39,755,791	65,152,493	104,908,284	730,238	646,479
6	40,752,656	65,620,960	106,373,616	719,774	635,946
7	40,501,368	65,851,920	106,353,288	730,689	647,021
8	41,126,694	65,772,203	106,898,897	715,337	631,418
9	41,079,215	65,472,607	106,551,822	726,720	642,712
2019. 9	37,190,857	67,193,757	104,384,614	701,307	610,866

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コ ー ル マ ネ ー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762
-	1,863,806	4,040,198	29,797,817	102,523,675
-	1,959,811	4,040,198	27,399,539	99,099,676
-	2,229,264	4,040,198	28,036,759	99,671,251
-	1,889,751	4,040,198	30,895,123	102,396,185
-	2,027,555	4,040,198	28,070,042	99,618,125
-	2,184,192	4,040,198	27,865,464	99,929,086

貸 出 金				コ ー ル ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762
15,992,028	2,003,199	1,726	18,178,601	43,092	9,431,161	102,523,675
16,475,278	1,857,605	1,525	18,533,255	373,220	12,954,571	99,099,676
16,845,332	1,868,740	1,409	18,904,699	158,055	12,417,585	99,671,251
17,278,332	1,901,123	1,350	19,260,623	792,324	12,811,319	102,396,185
18,181,370	1,732,885	1,625	20,002,208	178,442	12,456,264	99,618,125
16,377,286	1,211,359	2,091	17,759,626	172,983	6,942,633	99,929,086

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借		方				
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306
78,712	44,366,865	44,310,222	70,000	1,239,869	19,351,403	8,349,971	1,903,021
80,898	43,956,094	43,899,189	68,000	1,250,214	19,587,317	8,410,417	1,906,316
77,881	44,050,402	43,992,317	58,000	1,252,625	19,961,353	8,462,386	1,904,527
78,446	43,743,444	43,685,870	30,000	1,244,821	19,852,753	8,411,734	* 1,920,974
72,745	43,804,516	43,750,199	55,000	1,272,805	20,049,333	8,517,710	1,909,003
71,860	44,570,121	44,510,912	70,000	1,172,721	19,003,875	7,972,104	1,805,010

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

借 方							報 告 組 合 数
現 金	預 け 金		有価証券・金銭の信託		貸 出 金		
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農)貸付金	
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585
422,506	79,334,458	79,111,525	4,180,777	1,547,514	22,093,999	144,482	585
458,111	80,711,143	80,499,994	4,311,034	1,652,863	22,095,573	143,678	585
461,347	80,513,256	80,308,410	4,394,535	1,690,352	22,117,341	143,378	585
453,275	80,968,291	80,758,762	4,496,641	1,766,319	22,149,504	143,821	585
450,275	80,592,565	80,381,199	4,486,427	1,749,976	22,149,762	142,465	584
420,386	79,563,536	79,358,074	3,837,403	1,348,186	21,955,958	155,212	609

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2020. 7	2,408,310	1,668,154	52,465	54,223	18,419	1,935,864	1,917,420	80,000	447,487
8	2,404,347	1,658,866	52,465	54,355	18,222	1,923,050	1,904,802	78,851	458,276
9	2,408,687	1,658,912	61,065	54,356	18,081	1,940,229	1,922,028	77,629	458,740
10	2,411,295	1,656,118	61,065	54,491	17,777	1,941,203	1,924,037	79,501	459,752
2019. 10	2,417,926	1,729,167	41,666	54,109	18,402	1,929,859	1,914,613	78,829	452,791

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年 月 末	貸 方					借 方							報 告 組合数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 価 証 券	貸 出 金			
	計	うち定期性	計	うち信用 借 入 金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金		
2020 . 5	744 ,360	405 ,998	77 ,059	53 ,647	98 ,898	5 ,972	742 ,030	734 ,775	-	135 ,203	4 ,387	75	
6	754 ,226	410 ,017	78 ,756	54 ,274	98 ,920	6 ,162	746 ,550	739 ,049	-	136 ,918	4 ,459	75	
7	755 ,207	409 ,307	78 ,333	54 ,062	99 ,017	5 ,833	747 ,977	740 ,621	-	136 ,248	4 ,396	75	
8	751 ,599	406 ,205	83 ,074	58 ,047	99 ,047	5 ,448	752 ,203	744 ,654	-	136 ,080	4 ,362	75	
2019 . 8	751 ,514	410 ,586	82 ,067	57 ,373	98 ,863	6 ,120	752 ,243	744 ,615	-	139 ,460	5 ,221	75	

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2017 . 3	984 ,244	622 ,288	3 ,433 ,657	2 ,543 ,180	657 ,873	1 ,379 ,128	199 ,392
	2018 . 3	1 ,013 ,060	648 ,140	3 ,593 ,112	2 ,620 ,107	668 ,302	1 ,409 ,772	203 ,399
	2019 . 3	1 ,032 ,245	664 ,436	3 ,755 ,950	2 ,681 ,866	655 ,093	1 ,434 ,772	207 ,220
	2019 . 10	1 ,049 ,321	675 ,680	3 ,793 ,768	2 ,712 ,637	616 ,096	1 ,453 ,635	211 ,307
	11	1 ,049 ,079	674 ,621	3 ,814 ,351	2 ,732 ,002	618 ,868	1 ,453 ,681	211 ,248
	12	1 ,055 ,093	677 ,814	3 ,753 ,587	2 ,758 ,676	623 ,946	1 ,465 ,868	213 ,244
	2020 . 1	1 ,047 ,745	672 ,692	3 ,808 ,503	2 ,731 ,782	616 ,518	1 ,452 ,520	212 ,091
	2	1 ,049 ,433	674 ,094	3 ,809 ,838	2 ,751 ,312	621 ,150	1 ,459 ,611	212 ,742
	3	1 ,041 ,148	667 ,436	3 ,929 ,329	2 ,777 ,707	624 ,155	1 ,452 ,678	211 ,724
	4	1 ,046 ,538	671 ,724	4 ,056 ,999	2 ,806 ,135	632 ,456	1 ,471 ,542	213 ,113
	5	1 ,049 ,083	671 ,657	4 ,185 ,090	2 ,894 ,289	644 ,966	1 ,485 ,795	214 ,029
	6	1 ,063 ,736	683 ,100	4 ,152 ,902	2 ,932 ,022	655 ,122	1 ,522 ,349	219 ,106
	7	1 ,063 ,533	682 ,867	4 ,136 ,708	2 ,917 ,676	658 ,934	1 ,536 ,384	220 ,474
	8	1 ,068 ,989	687 ,476	4 ,147 ,217	2 ,938 ,073	664 ,227	1 ,551 ,624	222 ,208
9	1 ,065 ,518	683 ,718	4 ,167 ,414	2 ,934 ,785	665 ,913	1 ,556 ,379	223 ,380	
10 P	1 ,072 ,608	686 ,937	4 ,142 ,070	2 ,953 ,071	670 ,519	1 ,562 ,778	…	
前年	2017 . 3	2 .6	4 .2	6 .1	2 .4	2 .4	2 .3	1 .9
	2018 . 3	2 .9	4 .2	4 .6	3 .0	1 .6	2 .2	2 .0
	2019 . 3	1 .9	2 .5	4 .5	2 .4	△2 .0	1 .8	1 .9
同月比増減率								
	2019 . 10	0 .9	1 .1	3 .5	3 .5	△5 .1	1 .3	2 .5
	11	1 .0	1 .2	3 .0	4 .1	△4 .7	1 .6	2 .6
	12	0 .8	0 .4	2 .6	4 .0	△4 .9	1 .4	2 .6
	2020 . 1	0 .7	0 .4	3 .4	4 .0	△4 .8	1 .3	2 .6
	2	0 .8	0 .7	3 .7	4 .5	△4 .3	1 .5	2 .7
	3	0 .9	0 .5	4 .6	3 .6	△4 .7	1 .2	2 .2
	4	0 .9	0 .7	7 .4	2 .7	2 .3	1 .7	2 .3
	5	1 .4	0 .9	10 .2	6 .4	5 .3	3 .4	3 .2
	6	1 .4	0 .8	11 .9	6 .7	5 .5	4 .6	4 .2
	7	1 .7	1 .1	10 .4	7 .4	7 .0	6 .1	5 .1
	8	1 .9	1 .3	11 .4	7 .6	7 .2	6 .8	5 .2
	9	2 .1	1 .4	10 .6	8 .1	7 .8	6 .9	5 .5
	10 P	2 .2	1 .7	9 .2	8 .9	8 .8	7 .5	…

(注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。

2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。

3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。

4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

10. 金融機関別貸出金残高

(單位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残高	2017 . 3	203 ,821	52 ,646	1 ,846 ,555	1 ,918 ,890	502 ,652	691 ,675	106 ,382
	2018 . 3	204 ,568	55 ,875	1 ,816 ,884	1 ,996 ,811	519 ,071	709 ,635	110 ,695
	2019 . 3	207 ,386	59 ,768	1 ,934 ,688	2 ,082 ,899	517 ,558	719 ,838	114 ,920
	2019 . 10	210 ,115	61 ,671	1 ,915 ,480	2 ,154 ,842	478 ,288	716 ,750	116 ,045
	11	210 ,402	61 ,951	1 ,922 ,989	2 ,161 ,841	480 ,961	718 ,865	116 ,431
	12	209 ,622	62 ,625	1 ,935 ,829	2 ,174 ,482	486 ,120	724 ,668	117 ,386
	2020 . 1	209 ,348	62 ,648	1 ,933 ,960	2 ,175 ,844	484 ,423	719 ,056	117 ,016
	2	209 ,942	62 ,723	1 ,933 ,070	2 ,180 ,347	486 ,002	720 ,874	117 ,412
	3	211 ,038	63 ,300	1 ,967 ,169	2 ,192 ,275	489 ,890	726 ,752	118 ,549
	4	210 ,979	63 ,257	2 ,037 ,198	2 ,206 ,143	491 ,428	728 ,510	118 ,466
	5	212 ,392	63 ,958	2 ,095 ,619	2 ,233 ,805	498 ,099	739 ,405	119 ,827
	6	212 ,504	64 ,470	2 ,116 ,856	2 ,247 ,265	505 ,262	751 ,340	121 ,093
	7	213 ,166	65 ,041	2 ,099 ,520	2 ,261 ,937	510 ,189	761 ,914	122 ,212
	8	213 ,447	65 ,579	2 ,089 ,024	2 ,266 ,683	511 ,058	767 ,191	122 ,949
	9	213 ,482	*	64 ,908	2 ,083 ,423	2 ,268 ,279	511 ,951	773 ,323
10	P 215 ,025		66 ,087	2 ,071 ,053	2 ,274 ,724	513 ,514	775 ,669	…
前年同月比増減率	2017 . 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	2018 . 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1
	2019 . 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8
	2019 . 10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2
	11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2
	12	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0
	2020 . 1	1.9	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	3.2
	2	2.0	5.9	1.7	5.5	△5.0	1.3	3.3
	3	1.8	5.9	1.7	5.3	△5.3	1.0	3.2
	4	1.9	6.9	5.1	3.9	3.5	1.9	3.4
	5	1.9	8.4	9.2	5.1	5.1	3.9	4.7
	6	1.7	8.9	9.9	5.3	6.0	5.1	5.5
	7	1.8	9.0	9.5	5.7	7.1	6.8	6.4
	8	1.7	8.4	9.3	5.6	7.0	7.2	6.5
	9	1.7	*	7.1	8.1	5.4	6.8	7.4
10	P 2.3		7.2	8.1	5.6	7.4	8.2	…

(注) 1 表9(注)に同じ。
2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」閉鎖のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取り組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、上記ホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、ホームページは、2020年11月30日をもって閉鎖いたしました。

国立国会図書館との間では、寄贈先ホームページからのデータ資料内容が閲覧可能となるよう、現在調整を行っておりますことを併せてご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/>]



国立国会図書館
インターネット資料収集保存事業
(WARP)
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/>]



本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2021年1月号第74巻第1号〈通巻899号〉1月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所／〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫／〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社